

児童福祉施設における 防災計画作成指針

石川県健康福祉部少子化対策監室

ま え が き

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震と同時に大きな津波が発生し、多くの尊い命が奪われました。被災地では、多くの児童福祉施設が被災し、今なお復旧のめどが立っていない施設も多いと伺っています。

日本の国土は、地震、津波、風水害、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然状況下に位置しており、石川県内においても、30年に一度の割合で地震が発生しています。

県都が直下型地震の被害を受けた1799（寛政11）年の金沢地震（M6）や、人的被害の最も大きかった1948（昭和23）年の福井地震（M7.1）、最近では県政未曾有の大災害となった2007（平成19）年の能登半島地震（M6.9）が発生しており、将来も同程度の直下型地震が発生する可能性がある指摘されています。

県では、児童の安全・安心の確保の観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、入所児童の特性や周辺地域の環境等を踏まえ、災害の種類に応じた防災計画の策定等を義務付けるとともに、石川県地域防災計画においても、児童福祉施設等に対して、具体的な防災計画を定め、平常時から防災体制の整備等に取り組むことを定めています。

本指針は、地震や津波等の自然災害に備えて、各施設における防災計画の作成や見直しを支援するために策定したものです。

災害時に児童の生命や身体を守るため、各施設においては、防災計画の作成・見直しに当たり、本指針を参考に、より実効性の高い防災計画を作成していただきますようお願いします。

最後に、本指針の策定に当たり、貴重なご意見やご助言をいただきました児童福祉施設防災計画作成指針策定委員会の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成25年1月 石川県健康福祉部長 三宅邦明

目 次

I	はじめに	1
1	防災計画について	
2	防災計画の作成に当たって	
II	平常時の災害対策（災害予防）	
1	災害の想定	4
2	災害の発生に備えて	5
3	体制整備	8
4	避難場所・避難経路等の設定	14
5	保護者等への引き渡しの準備	17
6	防災訓練の実施	19
7	地域の関係機関や住民等との協力体制の構築	21
III	地震への対応	22
IV	津波への対応	31
1	警報等発表時の対応	32
2	津波発生時の対応	35
V	風水害、豪雪への対応	36
1	警報等発表時の対応	37
2	緊急時の風水害・豪雪への対応	41
VI	災害時におけるこころのケア	44
VII	避難所としての対応	45
コラム	子どもの命を守るために～宮城県名取市閑上保育所の事例～	46
資料編		47

I はじめに

1 防災計画について

県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「児童福祉施設は、入所している者の特性、当該児童福祉施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。」と定めています。

また、「石川県地域防災計画」では、児童福祉施設を含む社会福祉施設に対して、具体的な防災計画を定め平素から災害に備えておくことを求めています。

児童の生命を守るため、日頃から災害対策に取り組むことは、社会福祉施設としての重大な責任です。そのためにも、施設の実情に応じた具体的な防災計画を定め、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化し、職員、保護者、地域の機関等と共有しておくことが重要です。

本指針は、各施設が防災計画に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じた防災計画の作成・見直し等に活用してください。

なお、本指針における児童福祉施設とは、保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童厚生施設（児童遊園、児童館）等を指します。また施設以外に、放課後児童クラブでも参考としてください。

（参考）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行）

第五条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設は、入所している者の特性、当該児童福祉施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに入所している者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について職員及び入所している者に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 児童福祉施設は、第三項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

2 防災計画の作成に当たって

防災計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に役に立つものでなければならず、その内容を職員が十分に理解していなければなりません。

以下の事項に留意し、いざという時に役立つ防災計画を作成しましょう。

(1) 人命の安全

防災計画を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。防災計画の作成に当たっては、人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

(2) 内容の簡潔化、明確化

防災計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

(3) 意見の集約

防災計画を作成するに当たっては、様々な視点から災害への対策を立てる必要があるため、多くの職種、部門の職員から意見を聴取したうえで、作成するようにしてください。

(4) 想定する災害

災害には、地震、津波、風水害等の様々なものがあります。防災計画は、施設の周辺地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定したうえで、それらの対策について定めてください。

(5) 利用者の特性の把握

児童福祉施設等は、0歳から18歳まで幅広い年齢の児童が利用します。施設の種類ごとに利用する児童が異なることから、各施設において利用児童の特性を把握するとともに、その特性に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

(6) 防災計画の不断の見直し

防災計画は、防災訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最新のものとしておいてください。

すぐに使える防災計画を！

防災計画は、災害発生時にすぐに取り出して使えるものでなければなりません。
以下にそのための工夫の例を紹介します。

① ハンドブックを作成する

いつでも見られるように、職員が常に携帯するハンドブックとしてまとめて作成することも有効です。

② 1枚の用紙に必要な情報を集約する

緊急時の連絡や避難に必要な情報を抜粋し、1枚の用紙に集約して一目で取るべき対応が分かるような資料を作成しておくことも有効です。

③ 各部屋や人が集まる場所に掲示する

手元にない場合でもすぐに見られるように、事務所等の人がある程度集まる場所に掲示できるものを作成することも有効です。各部屋で災害への対応が異なる場合は、部屋ごとに作成しましょう。

④ 防水・防汚処理

せっかく作成しても、水で濡れたり汚れたりして使えないということがあってはいけません。浸水の危険がある施設では、例えばラミネート加工を施して濡れないようにしたり、クリアファイルに挟む等の処理が有効です。

⑤ 保管場所

いざという時にどこに保管したかわからない・・・ということがあってはいけません。紛失しない保管場所を決めておきましょう。また連絡先等の個人情報が含まれる場合は、普段外部の人が見えない場所に保管しましょう。

Ⅱ 平常時の災害対策（災害予防）

1 災害の想定

（１）施設の立地条件の確認と災害予測

災害に対処するには、起こりうる災害について知ることが重要です。施設の立地場所やその周囲の環境によって、発生が予測される災害が異なるとともに、災害の発生時又は発生後における対応も異なります。市町では地域防災計画や、洪水や液状化のハザードマップ等を作成するほか、地震（活断層の位置）、水防（河川等氾濫）、一般（風水害、土砂崩れ）の区分ごとに、過去の災害発生状況、調査図、想定区域図、危険箇所の災害履歴等の資料を揃えているところもありますので、市町の担当課に問い合わせたうえで、それらを活用し防災計画作成等の前提となる災害の想定をしっかりと行ってください。また、土地の標高については、国土地理院がホームページ等（国土地理院「標高がわかる web 地図」）で資料を公開していますので、参考としてください。

ただし東日本大震災やゲリラ豪雨等、これまでの想定を超えるような災害も発生しており、災害への対応に当たっては、現状の災害予測を過信せず、可能な限り準備しておくことも必要です。

（２）二次災害への対応

地震や津波等による直接の災害はもとより、これに伴う二次、三次災害（火災、がけ崩れ、土砂災害、液状化現象、河川の氾濫等）についても注意を要します。

これらも視野に入れた対策に取り組み、災害発生時における最悪の事態を想定した対応を検討してください。

石川県は安全！？

「日本海側は大きな津波は来ない」というイメージがありますが、1833（天保4）年、山形沖を震源地として発生した「天保の地震」では、現在の輪島市の沿岸に高さ約9～11メートルの津波が押し寄せ、およそ50人の死者が出たとの記録が加賀藩の史料等で残っています。

また県が平成24年4月に公表した「石川県津波浸水想定区域図」では、能登北部に最大約18mの津波が来るとの想定を行っています。

石川県は海に囲まれており、また周辺海域に波源となる断層も複数あることから、地震のみならず津波に対しても対策を怠らないようにしましょう。

〈出典〉石川県地域防災計画（津波災害対策編）
加賀藩史料

2 災害の発生に備えて

(1) 施設の立地場所

児童等の安全を守るためには、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地することが重要です。施設の建て替え等の際に移転等を含め、立地場所を十分検討してください。

(2) 施設設備等の対策

児童等の安全を守るためには、施設設備への防災対策が必要です。施設の耐震化やライフラインの確保に努めるほか、施設内外の遊具や調理器具等の落下や倒壊を防止し、被害を最小限に抑えるよう対策するとともに、児童の安全な避難経路を確保してください。

また大規模な災害が発生した場合に、即座に救護活動が行われない可能性もあるため、最低3日間は施設で生活ができるよう各種対策を行ってください。

① 共通項目（ライフラインの確保）

- ア 通信手段の確保（災害時優先電話、衛星電話等の確保）
- イ 水道の代替手段の確保（災害時飲料水貯水槽等の設置、水の備蓄等）
- ウ 下水道の代替手段の確保（簡易トイレの確保等）
- エ ガスの代替手段の確保（灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握等）
- オ 電源の代替手段の確保（自家発電装置の設置、発電用燃料の確保、懐中電灯の確保）

② 地震災害

- ア 昭和56年以前に建てられた施設については、旧耐震基準に基づき建てられているため、耐震診断を受診するとともに、必要に応じて耐震補強の対策を講じ、耐震性を確保する
- イ 大型の遊具等不安があれば耐震診断を行い、必要な補強工事を実施
- ウ 門柱やブロック塀等、耐震性が低い場合には補強工事を検討
- エ 屋根の状態の点検又は危険箇所の補修・改善
- オ 消火器の設置場所・有効期限を確認
- カ 自動火災報知設備の点検又は更新
- キ 配管類の接合部を補強し、切断や抜け落ちの危険を防止

旧耐震基準と新耐震基準の違い
旧基準は「震度5程度の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提とし、新基準は「震度6強から7の地震で、建物が倒壊しない」ことを前提としています。 〈出典〉建築基準法 性能評価制度解説書

③ 津波・風水害・豪雪等

- ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施
- イ 排水溝のごみや泥を除き、排水を点検
- ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止
- エ 屋根瓦や雨戸等の点検、補修
- オ 鉢植えや物干し等飛散するものをなるべく置かない
- カ 大きな木の枝が折れないよう、樹木を剪定

(3) 備品等の対策

① 備品等の転倒・落下防止

備品等が転倒・落下すると、児童等や職員が負傷し、避難の妨げにもなります。
次の点について予防策を検討してください。

- ア 調理室等において、火気を扱う調理器具等が固定されていることを十分確認する
- イ ピアノやテレビ等、重量がある備品は転倒防止策を講じる
- ウ タンス、ロッカー、机等の大きな家具や冷蔵庫等の電化製品は、床、壁に金具等で固定する
- エ 天井から吊り下げられている照明器具は、鎖等で補強する
- オ 棚や戸棚に置いてあるものは、振動で落下しないよう工夫する

② 窓ガラスの破損・飛散防止

窓ガラスが割れると非常に危険であるため、飛散防止フィルム等で予防し、周辺には転倒する物を置かないようにしてください。

③ 避難経路の確保

廊下、階段、出入口、食堂、ホール内等は、転倒して避難の妨げとなる不必要な備品を置かないようにしてください。

④ 入所施設の注意

入所施設等においては、入所児童等の居室の家具の転倒防止に加え、落下の危険があるものを高所に置かぬよう確認し、児童等に対しても日頃から指導を行ってください。

(4) 危険物の管理と保管

二次、三次災害を防止するため、火気使用器具（ガスコンロ等）や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討してください。

- ① ガス供給元栓の場所の確認
- ② 自動遮断装置の有無をガス供給事業者へ確認し、無い場合には設置を検討
- ③ 設備や器具は、感震自動遮断装置があるものを選ぶ
- ④ 薬品、可燃性危険物は、火気がなく落下の危険がない場所に保管
- ⑤ プロパンガスボンベは、金具と鎖で固定
- ⑥ 地下や屋外に設置している水・油タンク等の日常点検

(5) 緊急時の食糧等の備蓄

災害が起きた直後は、食糧の確保が満足にできなくなることが想定されます。救援活動が受けられるまでの間の食糧は各施設で備えましょう。

また、備蓄に当たっては、津波等を想定して、2階以上で保管することも必要です。

備蓄が推奨される食糧の目安

最低でも3日分は確保する必要があります

◇食料品 レトルト食品・アルファ米・インスタントラーメン・カップみそ汁等
(乳幼児がいる場合は粉ミルク、やわらかい食品等)

◇飲料水 一人につき、1日3リットル程度必要(大人の場合)

その他の例

- ・ ミルク（キューブ型のものが便利）
- ・ レトルトや瓶入りの離乳食
- ・ 塩味が少ないお菓子やドライフルーツ等
- ・ 缶詰入りのパン等
- ・ ビタミン剤（キャンディー感覚で食べられるようなもの）
- ・ チョコレートやキャラメル
- ・ その他適宜好きなものを

〈出典〉消防庁・防災マニュアル

このほか、食物アレルギー児がいる場合は、アレルギー対応食を用意する等、注意する必要があります

3 体制整備

(1) 職員や施設内外との連絡体制の整備

災害発生時には、職員間や外部との連絡が重要となります。

特に、入所施設については、夜間や休日等職員が少ない時間帯に災害が発生した場合、速やかに職員を招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

また、電話やメール等の通常の連絡手段が使えない場合に備えて、緊急時の連絡方法を検討してください。（P 9 参照）

① 職員間や関係者との連絡体制の整備

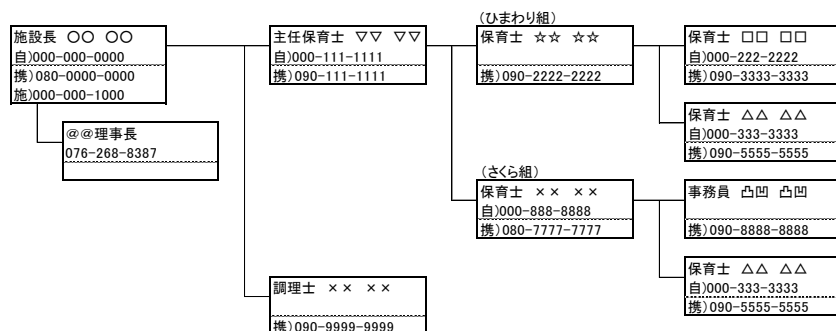
災害に備えて、職員間の災害時連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、各職員が携帯するほか、施設内の同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。

また職員以外にも、関係者の連絡先を記載してください。特に、県や市町の防災担当課、児童福祉担当課と連絡が取れるよう、連絡先を確認してください。

※その他関係者の例 町内会、ボランティア団体等、消防署、警察、嘱託医、設備の管理委託業者 等

各連絡先の様式例

役 職 名	氏 名	住 所	自 宅 電 話	携 帯 電 話	メー ル ア ド レ ス	通 勤 時 間
施 設 長	○ ○ ○ ○	●●市●●町●●丁目1-1	111-1111	090-1111-1111	00000@mail.com	徒歩1分
主任 保 育 士	□ □ □ □	■市■町■丁目3-1	333-3333	090-3333-3333	00000@xxphone.jp	自転車10分
保 育 士	☆ ☆ ☆ ☆	★★市★★町★★丁目4-1	444-4444	090-4444-4444		車20分
保 育 士	◇ ◇ ◇ ◇	◆市◆町◆丁目5-1	555-5555	090-5555-5555		車30分
事 務 員			999-9999	090-9999-9999	00000@xxpc.ne.jp	電車15分



関係先連絡表

分 類	名 称	住 所	電 話 番 号	F A X	備 考
自治体担当課	○ ○ 県 こ ど も 政 策 課				
	○ ○ 市 育 児 支 援 課	●●市●●町●●丁目1-1	111-1111	111-1000	担当: ☆ ☆
消 防	△ △ 町 消 防 署	▲▲市▲▲町▲▲丁目2-1	222-2222	222-2000	
警 察 署	□ □ 市 警 察 署	■市■町■丁目3-1	333-3333	333-3000	
施 設 管 理	株式会社 ☆ ☆ 設備営業部	★★市★★町★★丁目4-1	444-4444	444-4000	防火対応
	◇ ◇ 電気株式会社 法人部	◆市◆町◆丁目5-1	555-5555	555-5000	電気設備
嘱 託 医	▽ ▽ 診療所	▼ ▼ 市 ▼ ▼ 町 ▼ ▼ 丁目6-1	888-8888	888-8000	

注) 緊急連絡先等一覧は、例示以外にも日常生活で関わる全てをリストアップしておいてください。

②非常時の連絡手段の検討

災害時には回線が混雑し、通常の電話やメールが利用できない場合があります。通常の連絡手段が利用できない場合に備え、公衆電話や災害時伝言ダイヤル等の災害時連絡方法を検討してください。

災害時伝言ダイヤルの使用に当たっては、各社のホームページ等で提供されている体験利用を活用し、職員及び保護者等に対して事前に周知して、連絡方法を練習することが重要です。

また、災害時優先電話、衛星電話等の通信手段の整備についても検討してください。

ア 公衆電話（グレー、緑の発信規制対象外の端末）

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般の回線が制限されますが、一部の公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となります。

イ 災害時伝言ダイヤル（NTT）

NTTでは回線が混乱する状況の緩和を図るため、地震、津波等の災害発生時に音声による伝言の録音・再生サービスを実施しています。

※災害時伝言ダイヤルの使用方法については資料編（P57）を参照



ウ 携帯電話による災害時伝言ダイヤル、災害伝言板サービス

各携帯電話会社では、携帯電話による災害時伝言ダイヤルの他、安否情報等を登録する災害伝言板サービスを実施しています。利用方法については各社のホームページ等で確認してください。

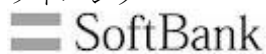
サービスを提供している主な携帯電話会社

NTT ドコモ



<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

ソフトバンク



<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/>

au・KDDI



http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/

(2) 災害発生時の組織体制の整備

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、児童等の特性に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

また災害発生時における班単位、職員別の役割分担を明確にし、可能な限り具体的な担当内容を定め、職員に周知してください。

① 命令、指揮系統の整備

命令は、総括責任者（原則として「施設長」とする）を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定め、たうえで指揮命令系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるので、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備してください。

② 職員が少数時の対応の検討と職員の参集

災害の発生は時間を選ばないため、職員が少ない時間帯においても災害が発生する場合も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

なお、入所施設では休日や夜間の職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準を定めて勤務していない職員の参集を徹底するとともに、中高生や母親等、比較的年齢の高い入所者の協力や、近隣のボランティア、地元の自主防災組織や町内会の協力も視野に入れ、対応を検討してください。

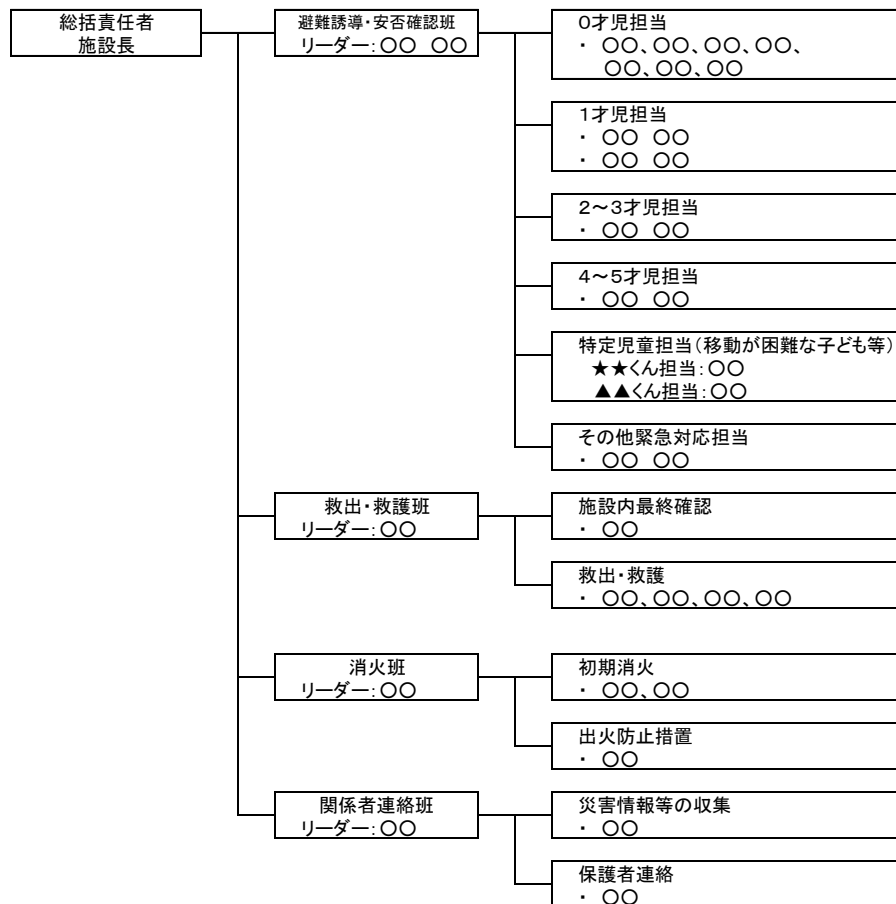
職員参集基準の例

配備体制	配備基準	出勤区分
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	総括責任者は自宅で待機し、常に出動できるようにする
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	総括責任者及びあらかじめ定めた災害対応のリーダーは施設へ出勤
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤そのほか、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及びあらかじめ定めた災害対応のリーダーは施設へ出勤 ・その他担当者は本人、家族の安全が確保され次第出勤

※あくまで参考ですので、各施設で検討のうえ作成してください

〈出典〉石川県地域防災計画

役割分担表の例①



役割分担表の例②(詳細版)

※総括責任者不在時、担当者名簿で一番上の者が総括責任者になること

名 称	リ ー ダ ー	担 当 者	主 な 対 応
総括責任者	施設長 ○○ ○○		- 被害状況の把握 - 避難先、避難の実施方法の決定 - 避難経路の安全確認後、避難指示
避難誘導・安否確認班	主任 ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○	- 児童の安全確保 - 児童への指示 - 担当組の人数確認 - 避難の誘導 - 非常品の持ち出し(出席簿、連絡表、食料品等)
救出・救護班	主任 ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○	- 施設内に残る児童がいらないか確認 - 負傷者の救出 - 負傷者の応急手当 - AED装置などの準備
消火班	調理主任 ○○ ○○	○○ ○○	- 出火防止措置(ガス元栓の確認など) - 初期消火活動
関係者連絡班	事務 ○○ ○○	○○ ○○	- 災害情報の収集 - 県市町等の関係者への連絡 - 保護者への連絡

(3) 救護用児童一覧の作成

避難や支援が必要になった場合、救護を要する児童等に関する情報が必要になる場合があります。緊急時に県や市町の災害対策本部等へ情報を提供できるよう日頃から準備してください。

作成した一覧は電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。ただし、平常時においては個人情報保護の観点から、管理には十分注意してください。

また津波等発生時には、コンピューター等が使用不能となることも想定されることから、児童等のデータを常に最新のものとし、バックアップを日頃から行うとともに、外部保存についても検討しておきましょう。

救護用児童一覧の様式例

治療時に必要な情報等も記載しましょう
(血液型、傷病記録、アレルギー等)

氏 名	年 齢	連 絡 先				服 用 薬	注 意 事 項	担 当 者
		①	②	③	④			
○ ○ ○ ○	3歳	母職場	111-1111	母携帯	090-1111-1111	●●●	小麦アレルギー	田中
△ △ △ △	2歳	父職場	333-3333	父携帯	090-3333-3333	×××	××治療中	田中
☆ ☆ ☆ ☆	9ヶ月	父携帯	090-4444-4444	母携帯	090-5555-5555	▲▲	RH- O型	山田
□ □ □ □	1歳	自 宅	123-1234	母携帯	090-6666-6666	×××	かかりつけ医連絡先 000-0000-0000	山田
...			...		...			

いざという時に役立つ！

児童等へ応急救置等を施す際には、傷病記録や血液型といった情報があると、スムーズな対応が可能です。紙の一覧表等の場合は紛失する可能性もあります。

そのため、児童が身につけている持ち物（カバン、タオル、帽子等）にこれらの情報を記載したゼッケン等をつけておくと、処置の際に有効ですし、本人確認としても役立ちます。

ゼッケンの例

名前	石川 太郎	血液型	B
所属	市立第一保育所 つばき組		
連絡先(保育所)	000-0000-0000		
連絡先(自宅)	000-0000-0000		

(4) 登退所時に災害が発生した際の参集基準（通所施設向け）

保育所等の通所施設の場合は、児童等の登退所時に災害が発生することもあります。登退所中は連絡がつきにくく、施設への参集を待っているのは全体の避難が遅れることもあります。登退所時に災害が発生した際の施設への参集に関する基準をあらかじめ決めておき、児童や保護者等へ確認してください。

【例】

施設の安全性が高い（避難場所になっている等）⇒ 施設へ集合

施設の安全性が低い（津波浸水区域等）⇒ 各自の判断で避難場所へ避難

不特定多数の児童が利用する施設での対応

1 利用者の把握

児童館や一時預かり事業等、施設によっては不特定多数の児童が利用するため、利用者の把握が困難なものもあります。それらの施設で全ての利用者を把握することは困難ですが、できる限り利用者の把握を行い、災害発生時に消防機関や保護者等への情報提供や連絡ができるように努めましょう。

以下に、児童の把握方法の一例を示します。

(1) 来館時に氏名や連絡先等を記入してもらう

日頃から来館時にできる限り来館者名簿等へ記入を促す等、利用者の把握に努めましょう。児童に呼びかけるほか、お便り等で保護者等へ知らせ、理解を求めることが重要です。

(参考：厚生労働省 児童館ガイドライン)

(2) 定期的に利用している利用者を把握する

定期的に利用していることが明らかな児童の場合は、住所、氏名、年齢、緊急連絡先等の情報を登録するよう努めましょう。ただし個人情報になりますので、保護者からの同意が必要です。

(参考：厚生労働省 児童館ガイドライン)

上記の取り組みを実施する際は、お便りで保護者等へ案内するほか、近隣の学校等を通じて児童等に呼びかけてもらうことが有効です。

2 逃げ遅れの防止

不特定多数の方が利用する施設の場合は、把握できる限りの人を避難誘導しなければなりません。逃げ遅れがないよう、避難前に館内全体への呼びかけや、確認を行う体制を整えてください。

3 避難先や緊急時連絡先等の事前の周知

お便りや近隣の学校等を通じて、児童の保護者等に災害発生時の避難先や緊急時の連絡先を事前に知らせるように努めましょう。

4 避難場所・避難経路等の設定

児童等の生命を守るためには、安全・迅速な避難が重要です。そのためには避難所・避難場所（以下 避難場所等という）、避難方法をあらかじめ設定し、各者が共有する避難計画を作成してください。

（１）避難場所等の選定

災害の種類や規模に応じ、施設の構造や立地条件のほか、収容可能な人数、児童の特性等についても考慮したうえで、市町の担当課とも協議し、避難場所等は複数選定してください。市町が指定した以外の民間施設等を避難場所等とする場合は、受け入れ先と取り決めが必要な場合もありますので、事前に調整してください。

他にも散歩等の施設外活動時に被災した際の避難場所等も検討しましょう。

避難場所等選定の目安

種別	避難場所等	建 物
地震	地盤が強く、過去の地震等で地滑り等が発生していない場所	・昭和５７年以降に建設、もしくは耐震工事がなされている ・外壁にヒビ等が見当たらない
津波	地域で予想される津波の水位よりも高い場所	鉄筋で３階建て以上
風水害 ・豪雪	地盤が強く、過去の災害で土砂崩れ等が発生していない場所	鉄筋で２階建て以上

（２）避難経路の設定

避難経路が使えなくなることを想定し、避難経路は複数設定し、避難時に最も安全な経路を選択できるようにするとともに、事前に危険箇所や徒歩・車両による所要時間等を把握してください。

また保育所等の施設外での活動が多い施設の場合は、活動場所（散歩のコース、公園等）から避難場所等への経路も設定しましょう。

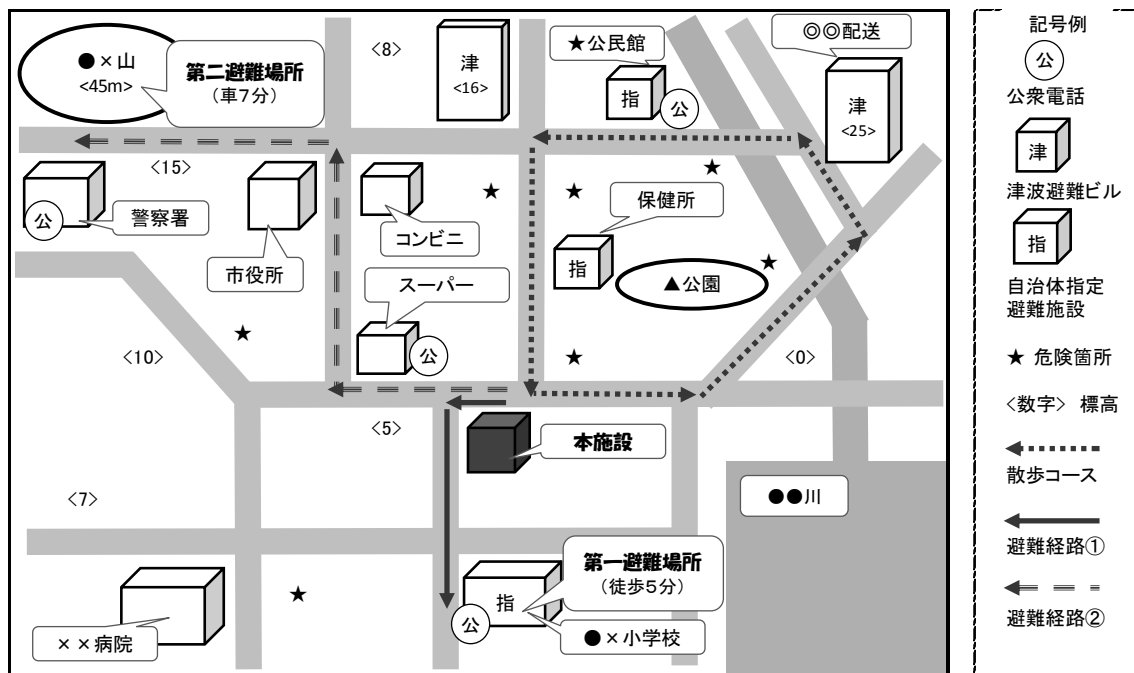
（３）防災マップの作成

設定した避難場所等と避難経路を記載した経路図を防災マップとしてまとめ、わかりやすい場所に掲示し、児童、職員、保護者等へ周知してください。

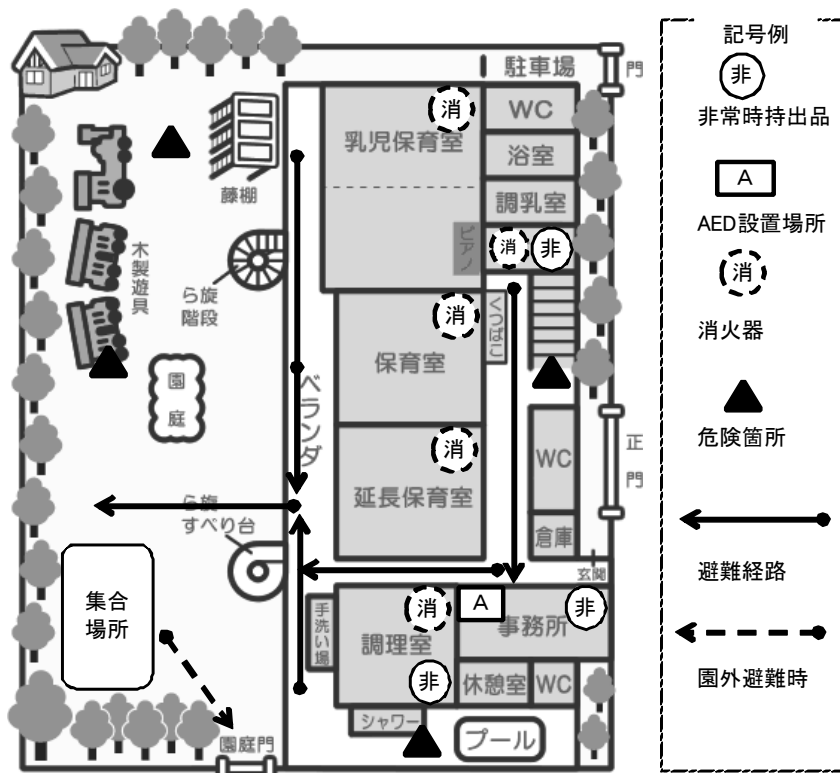
また防災マップは、以下の点についても留意し作成しましょう。

- ① 災害による被害を想定し、周辺の地形、建物・道路等の状況を把握する
- ② 自治体が指定した周辺の収容避難場所等や、緊急連絡用公衆電話を把握する
- ③ 複数の避難場所等を設定する
- ④ 災害発生時の連絡手段として公衆電話の設置場所を把握する
- ⑤ 実際に経路を確認し、また定期的に点検して、安全確認をする

防災マップの作成例



施設内避難マップの作成例



- ・保育所の場合は散歩コースについても記載しましょう
- ・避難経路、避難場所等は複数設定し、記載しましょう
- ・危険な場所や消火器等の設置場所が一目でわかるように工夫しましょう

(4) 避難手段の確保

徒歩での避難が困難と想定される場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両のほか、近隣地域住民の協力車両で必要数を確保できる体制を整えましょう。必要数に満たない場合は市町に応援を求める体制を整えてください。

日頃から車のガソリンは半分以下になった場合は満タンにしておく等災害発生時に使用できるようにしておきましょう。

そのほか、乳児等自主的な避難が困難な児童については、個別に避難方法を検討してください（おんぶひも、乳母車等の使用）。

また、万が一避難先や避難途中ではぐれた時のために、児童を識別するゼッケン等（P12参照）を準備しましょう。

(5) 持ち出し品の準備

避難先での生活に備え、災害時用持ち出しセットや、避難時持ち出し袋を用意してください。特に、通常の避難場所等で準備することが困難な紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は必需品です。

また救護用児童一覧（P12参照）や出席簿、引き渡しカード（P17参照）についても、いつでも持ち出せるように準備してください。

持ち出し品の例

乳児担当	幼児担当	担任以外
出席簿 連絡表・引き渡しカード 防災マップ 粉ミルク 哺乳瓶 ミネラルウォーター 着替え 紙おむつ ビニール袋 タオル・ウェットティッシュ おんぶひも 筆記用具 笛 等	出席簿 連絡表・引き渡しカード 防災マップ 非常食 着替え(少々) ビニール袋 ウェットティッシュ ティッシュペーパー タオル あめ ロープ 筆記用具 笛 等	児童一覧 連絡表・引き渡しカード 防災マップ 非常食 筆記用具 ティッシュペーパー タオル ビニール袋 現金(小銭) 救急キット ラジオ 携帯電話充電器 笛 等

ポイント！！

- ・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにしましょう
- ・いざという時に取り出せない！ということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置くことが必要です
- ・重すぎて持ち出せない、ということがないように注意しましょう

※上記の一覧はあくまで参考です。各施設で必要なものを検討してください。

5 保護者等への引き渡しの準備

通所施設については、児童を保護者等へ安全確実に引き渡すことが重要になります。地震・津波等発生時の緊迫した状況で保護者等への対応に追われれば、児童を守るための貴重な時間がなくなります。不要な混乱を防ぐためにも、あらかじめ引き渡し方法を決めておき、保護者等と情報共有してください。

(1) 引き渡し場所の確認

施設が倒壊等によって使用不能になった場合を想定し、施設とは別に児童の引き渡しの場所をあらかじめ定めたいうえで、保護者等から同意を得てください。お便りや懇談会等を通じて保護者等に繰り返し周知し、理解を得ておくことが重要です。

(2) 引き渡し方法の確認

不要な混乱を防ぐためには、あらかじめ引き渡し方法を決めてください。また、児童を安全確実に保護者等に引き渡すためには、引き渡しカードの活用が有効です。

引き渡しカードの使い方

保護者等と施設で同じカードを保有し、引き渡しの際保護者等から提示を受けたり、記載内容を本人確認に利用することで、安全な引き渡しを行うことが可能になります。

緊急時連絡・引き渡しカード		保護者印		担任印	
園児名	石川 一郎	性別	男	組(年齢)	さくら 組 3 才
住所	〒 000-0000 石川県金沢市〇〇町1-1 (固定電話番号) 000-000-0000			血液型	AB
保護者	石川 太郎	園児との関係	父		
緊急時 連絡先 (優先順)	①氏名	続柄	父	電話	000-0000 (職場)
	石川 太郎			携帯電話など	080-0000-0000
				メールアドレス	0000@abc.com
	②氏名	続柄	母	電話	000-0000 (職場)
	石川 花子			携帯電話など	090-0000-0000
				メールアドレス	1111@abc.com
	③氏名	続柄	祖父	電話	000-0000 (自宅)
石川 五右衛門			携帯電話など		
			メールアドレス		

- ・裏面には引き渡し場所の候補地や施設の緊急連絡先等を記入しておくこと、引き渡し方法の情報共有ができます
- ・施設と保護者等の印を押しておくことで、引き渡し相手の確認になります
- ・万が一保護者等が引き渡しカードを紛失したり、保護者以外の方が引き受けに来た場合は、緊急時連絡先の内容等で照会が可能です
- ・持ち出しやすいサイズが好ましいです

利用時記録欄			
引き取り者		園児との関係	
引き渡し日		引き渡し相手名	
避難場所	☐	今後の連絡先	
特記事項			

この欄は実際に引き渡した後に、施設側が記入します。

引き渡した相手、児童との関係、引き渡し日等を記入し、避難後の連絡等に活用できます。

(3) 引き渡しを行う時期の検討

災害が収束していない間に引き渡しを行うと、その後児童や保護者等に危険が及ぶ可能性が高くなります。そのため、引き渡し時期は施設の立地状況等から総合的に判断し、警報（危険度が高いと判断される場合は注意報）が解除されるまで引き渡しを行わないよう定め、保護者等に事前に確認してください。

ただし、児童養護施設等に入所している児童の保護者等への引き渡しについては、児童相談所が施設等の意見を聞いたうえで決定するため、事前に児童相談所と調整が必要となることに注意してください。

(4) 保護者以外への引き渡し方法の検討

津波等の大規模災害発生時には、父母、祖父母等の保護者が児童を引き取りに来られないことも考えられます。そのため、兄弟や児童の親族、近所の同級生の父母等が引き取りに来た場合にどの程度柔軟に対応するか、施設と保護者等の間で事前に確認してください。

(5) 保護者等への連絡体制の整備

災害発生時には、児童や施設に関する状況や災害への対応状況について、保護者等へ情報提供することが必要になることがありますので、非常時の連絡体制を整備してください（P 9の「非常時の連絡手段の検討」も参照）。

ただし、児童養護施設等に入所している児童は、保護者等への連絡に当たり配慮を要する場合があるので、事前に児童相談所と調整してください。

被災地での保護者等に対する情報提供方法(例)

(1) 立て看板の設置

施設の入口やあらかじめ定めた場所に立て看板や貼り紙を設置します。施設の敷地外に設置する場合は、敷地の管理者にあらかじめ承諾を得ておいてください。

(2) 災害時伝言ダイヤルの使用

災害時伝言ダイヤルの使用を呼びかけます（P 9も参照）。
お便り等で伝言ダイヤルの使用方法について連絡しておくことも有効です。

提供が必要な情報

- ・避難先
- ・安否情報
- ・引き渡しの方法（引き渡し場所、時間等）

簡潔かつ正確な情報を提供できるよう心がけましょう！

6 防災訓練の実施

緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するためには、日頃からの訓練が必要です。

(1) 各種災害を想定した防災訓練の実施

地震、津波、風水害等、様々な災害の具体的な規模を想定した防災訓練を行うことが必要です。職員一人ひとりの役割分担を明確にし、年間を通じた訓練計画を作成し、実施してください。訓練の実施に当たっては、下記の点に留意しましょう。

- ① 様々な場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する
- ② 児童自身が自分の身を守る訓練等を検討する
- ③ 職員が少ない夜間等の時間帯も想定した訓練の実施を検討する
- ④ 各職員が計画の内容や役割分担等について協議し、確認する
- ⑤ 保護者等や地域と連携した訓練を計画する
- ⑥ 訓練実施後、課題や問題点等を検証し、見直し・改善を絶えず行う
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、訓練に活かす
- ⑧ 避難経路を園外活動のルートに設定する等、日常生活へ取り入れる
- ⑨ 地元の自主防災組織や町内会等と合同で、災害時を想定した防災訓練を計画する

訓練は やいばなしで 終わらない

防災訓練は実施するだけでなく、その後の見直しと評価が必須です。例えば、避難に要した時間等を記録し、時間の短縮や効率化を目指していくことが重要です。

特に、災害時に判断力に乏しい児童にとっては、反復した防災訓練の実施が特に重要です。実施後はミーティング等で改善点を洗い出し、今後に活かしましょう。

(2) 職員の防災意識の向上

児童等の生命を守り、被害を最小限に食い止めるためには、個々の職員が防災に対する知識をもち、実践的な訓練や研修等により、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることが重要です。下記のような取り組みにより、普段から職員の意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 防災に関する研修会等への参加
- ② AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加
- ③ 児童の安全能力育成のための保育・教育内容、教材等に関する共通理解

(3) 児童の安全能力の育成

児童の安全を守るためには、普段から災害の正しい知識を教え、児童が安全に避難することができる態度や能力を育てることが重要です。

そのためには、職員が日頃から防災の視点を持って指導を行うとともに、児童自身が自分の命を守るための行動の仕方が分かるように、避難訓練を繰り返し行い、体験させるよう努めましょう。

日常的な積み重ねを

災害発生時にとるべき行動や避難方法を身に着けるには、定期的な訓練はもちろんですが、日常に取り入れていくことが非常に有効です。

そういった取り組みは、以下のようなものが考えられます。

- ・避難経路を散歩のコースに設定し、日頃から歩いてみる
- ・災害発生時にとる行動（机の下に隠れる、園庭に出る等）を、日頃の遊びや運動の中に取り入れる
- ・地震や津波を紹介する紙芝居や絵本等を読み聞かせる

上記は一例です。各施設で工夫し、児童等の安全能力の育成に取り組みましょう。

(4) 保護者等の防災意識の向上と連携

災害発生時に児童を安全に避難させ、保護者等に引き渡すためには、保護者等にも高い防災意識をもってもらうことが重要です。避難場所等や避難方法、保護者等への連絡・引き渡し方法等、各施設と保護者等で情報を共有してください。

- ① 参観日や懇談会等で防災に関する説明を行う
- ② 保護者等とともに避難訓練を行い、避難経路等を確認する
- ③ お便り等で避難場所等、引き渡し方法を周知する
- ④ 防災計画の内容を保護者等に周知する
- ⑤ 各施設の防災の取り組み等を「施設から親・子から親」へと発信する

(5) 防災計画等の不断の見直し

防災訓練実施後に、防災計画等の内容について、常に見直しを図り、最新のものとしておくとともに、日頃から備品等の安全点検を行う等、随時見直しを図り、改善してください。

- ① 防災訓練の結果等を踏まえた防災計画の不断の見直し
- ② 備品等の転倒防止対策の不断の見直し
- ③ 備蓄品の不断の見直し
- ④ 連絡体制等の不断の見直し
- ⑤ 避難場所等、経路の確認と不断の見直し
- ⑥ テレビやラジオ、携帯電話等の災害・避難情報の入手手段の検討・確認
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から最新の情報を収集し、計画の見直しに活かす

7 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町や消防機関、近隣の病院・診療所、社会福祉施設等と連携をとりいざという時に協力が得られる体制を構築しましょう。

安全で確実な児童等の避難につなげるためにも、以下のような活動を通じ、日頃から地域住民に施設の存在を知っていただくことが重要です。

(1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するためにも、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。

(2) 地域への協力要請

地域との災害時協力関係の確立のため、施設と近隣のボランティア、地域の自主防災組織や町内会の間で、災害時の支援の提供について承諾を得られるように、日頃から相談しておきましょう。

地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、当該計画の対象に自施設の児童・職員等も地域住民と同様に加えてもらう等して、避難や消防活動に協力してもらえるようにすることが有効です。

また、入所施設の場合は、災害により施設が使用不能となった場合に備え、市町に受け入れ先のあっせんを依頼する等、他の施設との受け入れに関する協定の締結等を検討することも重要です。

(3) 地域の行事への積極的参加

地域における行事へ積極的に参加し、また、施設における行事に地域の方々を招待する等、地域の方々との交流や情報交換に努め、施設に対する理解を深めていただくよう努めましょう。

(4) 地域の安心拠点

施設が使用できる場合は、社会福祉施設の使命として、地域の安心拠点としての救援活動を行うよう努めましょう。

その際、防災活動の順位は次のとおりと考えられます。

第一に、施設利用者救護

第二に、地域の被災者への救護活動

避難所は事前に確認を！

地域の避難所として設定されている避難所では、必要な備品を備蓄している場合がありますが、児童の避難所として想定していない場合もあり、おむつや粉ミルクといった児童に必要な備品が備えられていない場合もあります。そのため、避難所においてある備品はあらかじめ確認し、施設からの持ち出し品を検討しておくことが必要です。

Ⅲ 地震への対応

石川県は比較的地震が少ない県と言われていますが、平成 19 年の能登半島地震をはじめ、過去にいくつか大きな地震が起こっています。そのため、日頃から大きな地震への対応を想定しておくことが求められます。

地震発生時の特徴

大きな地震が起こる際の一連の地震活動においては、本震、余震の段階に分かれており、それぞれ以下のような特徴を示します。

本震 ある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きいものを言う。最も大きな被害をもたらす。

余震 本震後に発生する、比較的規模の小さい地震である。本震の直後に非常に多く発生するが、時間とともに減少する。本震に匹敵する規模の余震が発生することもあるため、本震が収まった後も注意を怠らないことが必要である。

また地震発生時には、以下のような状況が起こると考えられます。

（１）施設内の混乱

利用者等が混乱し、騒然とした状況が生まれる恐れがあります。

（２）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く。
- ② 行政庁舎が被災した場合、災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない。
- ③ 放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない。
- ④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する。

（３）発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番の職員自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられます。

（４）二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、雪崩、土砂崩れが起きる可能性があります。

〈出典〉日本の地震活動（地震調査研究推進本部・文部科学省）

地震発生後は施設の倒壊や土砂崩れ等の二次災害が発生する恐れがあることから、速やかな行動が求められます。本章を参考に、あらかじめ災害発生時にとる行動を定めておき、平時から訓練等で確認してください。

(1) 日中の活動時において地震が発生した場合

① 地震の揺れを感じたときの対応

地震発生から揺れが収まるまでは、次のことに留意し、自分の身を守ることを優先する。

ア 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる

イ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る

ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する

エ あわてて外に飛び出さない

オ エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階でおりる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ

② 地震発生直後の対応

ア 安否の確認と指示体制の確認

(ア) 総括責任者に指揮系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする

(イ) 職員は、児童等の安否及び負傷の程度を確認し、総括責任者に報告するとともに保護者等からの問い合わせに応じる

イ 職員の招集

総括責任者はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

ウ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、物資運搬、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう、点検や準備を進める。

エ 火元の点検と消火活動

(ア) 火元の点検

- ・ 地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する（ガス供給業者へ平常時に確認する。付いていないときは取付けを相談する）が、作動しない場合は施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。ただし調理器具の場合、やけどに気をつける
- ・ 揺れが落ち着いてから、漏電やガス漏れの有無を確認する

(イ) 消火活動

- ・ 出火を見つけたら、大声で火災の発生を知らせ、火災報知器を押し、可能な範囲で消火活動を開始する。火災の知らせを受けた職員は、総括責任者や消防署へ連絡する
- ・ 電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する

オ 施設内・避難経路の安全確保

(ア) 大きな揺れが収まったら、職員は、児童等が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性を確保する

- ・ 戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟み込む
- ・ ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認、安全な避難経路を確保する

(イ) 倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置する

(ウ) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声や拡声器等を使用して周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないよう指示するとともに、ロープ等を張って立ち入り禁止にする

カ 負傷者の有無確認と救護

(ア) 負傷者の有無を確認する

(イ) 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す

(ウ) 医療機器を利用している児童等のため、電源の確保を行う

(エ) 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する

③ 余震・二次災害への対応と、避難の判断

ア 情報の収集と発信

- (ア) ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う
- (イ) 施設倒壊の心配がなければ、館内放送等で、冷静な対応を指示する
- (ウ) 児童等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える
- (エ) 市町災害対策本部等と連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに総括責任者に報告する

イ 施設周辺の確認

施設内の天井や柱、壁面等の状況を確認し、施設倒壊の前兆がないか点検する。あわせて「切れている電線」や「ブロック塀の倒壊」等、施設の周辺地域の状況を確認し、二次被害の危険がないか検討する。

また施設が被災した場合は、消防関係機関等に連絡するほか、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- (ア) 地震等の後は、漏電、ボイラーの破損等、二次災害発生原因になるものをすぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る
- (イ) 給水や供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- (ウ) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

ウ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の可否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

地震発生後は土砂災害や津波等の二次災害の発生が考えられるため、市町・警察・消防等と連携し情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配り、避難の可否のほか最も安全な避難場所等及び避難経路を併せて選定し、決定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

④ 避難の実施と避難後の対応

ア 地域住民等への応援要請

職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

イ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに児童等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。特に余震等に十分注意し、逃げ遅れぬよう安全に誘導する。

【避難の際の注意点】

ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、結果を総括責任者に報告する

イ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する

ウ 断線した電線により感電しないように気をつける

エ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（P12参照）や引き渡しカード（P17参照）は可能な限り持ち出す

オ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（P12参照）を利用し、混乱を防止する

カ 避難で施設を離れる際には漏電防止のためブレーカーを落とす

キ 避難場所等で体調を崩した児童等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

ウ 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、保護者等や行政への周知に努める。

エ 児童の保護者等への引き渡し

避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（P17参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

オ 避難が不要な場合の対応

- (ア) 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食糧等を最大限に利用し施設職員が協力して児童等の安全確保にあたる
- (イ) ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- (ウ) 児童や職員等の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童や職員等の安全を確保する

⑤ 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

ア 児童の保護者等への引き渡し

児童等の家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、引き渡しカード（P17 参照）を活用し、避難後に安全が確認されたのち、保護者等への引き渡しを行う。引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

イ 他施設への引き渡し

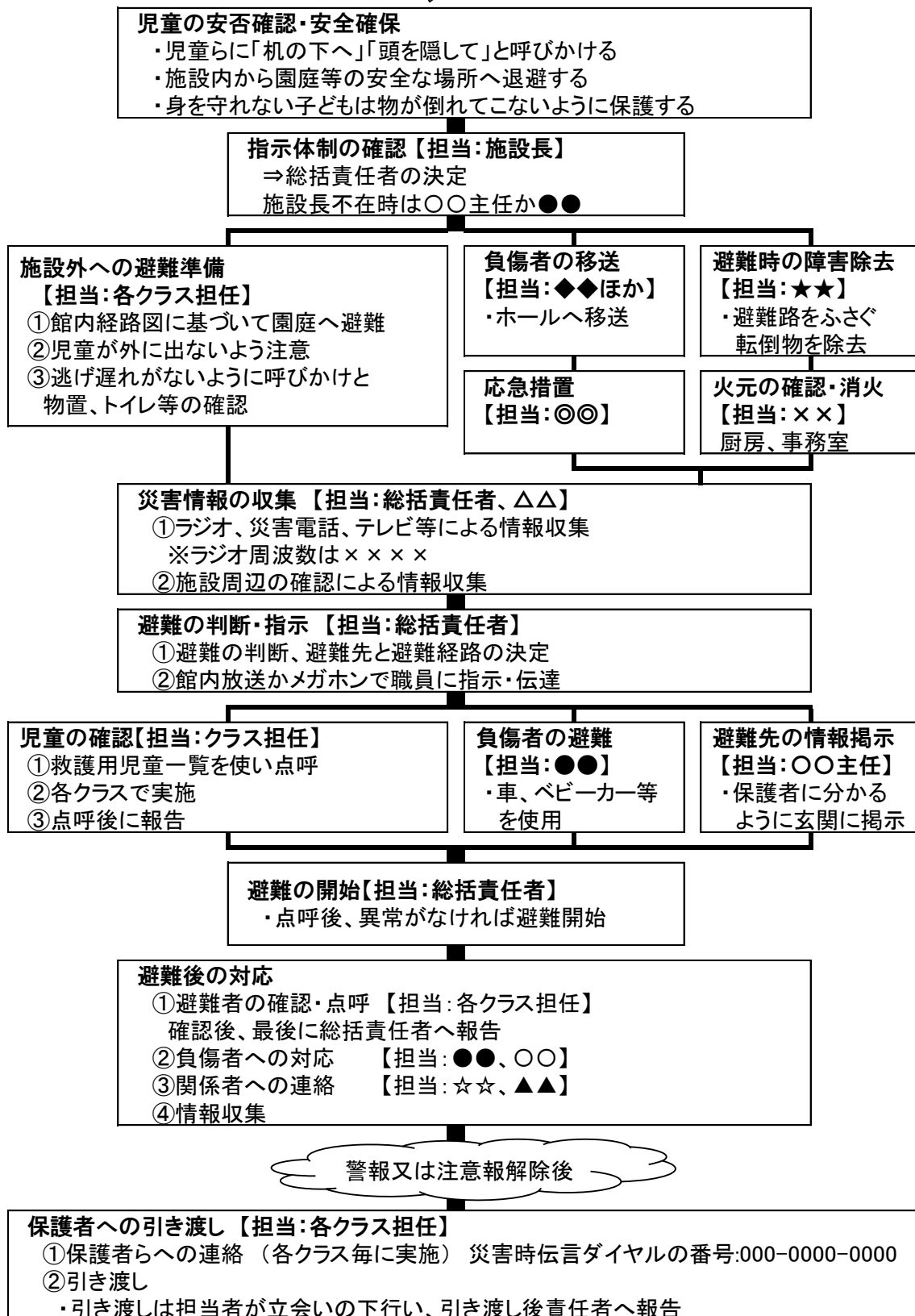
児童の保護者等も被災し、預かりが困難となった場合は、他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。

ただし、児童養護施設等に入所している児童の保護者等への引き渡しについては、児童相談所が施設等の意見を聞いたうえで決定するため、事前に児童相談所と調整すること。

行動チャートの例

※あくまで参考です
各施設で作成しましょう

地震発生！！



(2) 施設外活動時や送迎時に地震が発生した場合

保育所等施設外活動が多い施設は、施設外活動時に被災する可能性もあります。特に散歩や公園への訪問、登退所時等の日常活動では、施設長等の責任者がその場にはいない可能性が高いため、個々の職員の判断を重視した行動が求められます。

事前に災害発生時の避難場所等や避難経路、施設等への連絡体制等について十分に確認しておく必要があります。

① 安否の確認と指示体制の確認

児童等の安否および負傷の程度を確認し、その場に職員が複数いる場合は、その中から責任者を決定する。

② 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備する。

③ 施設への連絡

責任者は、あらかじめ定められた緊急時の連絡手段によって、災害時の総括責任者へ連絡し、判断を仰ぐ。ただし、混線や断線によって連絡がつかない場合もあるので、場合によっては連絡を中止し、各自の判断を優先する。

④ 負傷者の有無確認と救護

ア 負傷者の有無を確認する

イ 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す

ウ 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する

エ 場合によっては近隣の住民の協力を仰ぎ、車両等で移送してもらう

⑤ 避難の判断

施設に連絡が取れない場合、責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた避難先への避難を指示する。

施設へ連絡が取れない場合は、施設が被災している可能性も十分考えられるので、施設へ戻ることも避難を優先する。

⑥ 避難後の連絡

避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとる。避難先が不明な場合は市町の災害対策本部や消防機関等に問い合わせる。

(3) 夜間において地震が発生した場合（入所施設向け）

職員が少数になる夜間において地震が発生した場合、総括責任者の不在や人員不足等の問題が生じる場合があります。

日頃から職員が少数の場合を想定した訓練や災害対応の体制づくりに取り組むことが重要です。

① 夜勤者の対応

ア 安否確認

夜勤者は、児童等の安否を確認する。

イ 総括責任者への連絡

総括責任者が不在の場合、児童の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求め、必要に応じて消防等にも応援を求める。

万が一、連絡が取れない場合や総括責任者の安否が確認できない場合は、夜勤者の中で臨時の責任者を定め、指示体制を一本化する。

ウ 火元の点検と消火活動

ガスの元栓を閉め、本震後、漏電やガス漏れの有無を確認する。出火を見つけたら、直ちに可能な範囲で消火活動を開始する。

エ 負傷者の救護

安全なスペースへ児童を移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

オ 近隣への協力要請

夜勤者のみでの対応が困難で、かつ他の職員の参集が遅れそうな場合、総括責任者、又は臨時の責任者の判断のもと、近隣の住民、町内会、自主防災組織、ボランティア等へ協力を要請する。

② 他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己および家族に支障がない場合、自主参集する。

IV 津波への対応

津波は海底を震源とした地震等が原因で発生します。遠方で発生した地震が原因の場合は、到達までに若干の猶予があることも考えられますが、近海で発生した場合は避難する時間が非常に限られるため、迅速な対応が求められます。沿岸部等、津波襲来の危険性がある施設では、大きな揺れを感じた場合は直ちに避難を開始してください。

津波発生時の特徴

(1) 地震発生から津波到達まで

東日本大震災では、宮城県石巻市に最大 7.7m の津波が 40 分（国土交通省調査）で到達したとの記録があります。津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、迅速な対応が求められます。

(2) 津波は潮が引いた後に来るとは限らない

「津波が来る前には潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、「引き（最初に潮が引く）」で始まるものと、「押し（いきなり襲ってくる）」で始まるものと両方があります。

(3) 津波は繰り返しやってくる

津波は繰り返し来襲し、第 1 波後にさらに大きな津波が襲ってくる可能性もあります。津波警報や注意報が解除されるまでは、警戒をゆるめてはいけません。

(4) 小さな地震でも大きな津波が発生する

大した揺れを感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合があります。

(5) 津波は速い

津波が陸上に到達した場合、海上よりも若干速度は落ちますが、速度は時速 40 km を超えることもあり、徒歩で逃げることが非常に困難となります。また、津波が河口から河川に流れ込む場合もあり、河川周辺は特に注意を要します。

〈出典〉気象庁HP・津波発生と伝播のしくみ

1 警報等発表時の対応

津波の規模や発生原因によっては、到達前に警報等が発表され、事前にある程度対処することも可能です。一方で、津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、安全な場所に避難することを第一に考えることが重要です。警報等発表時には冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるよう、本項を参考に平時から確認してください。

津波警報・注意報について		
津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。ただし地震を原因とした津波の場合、地震自体が原因となって警報や注意報の発表が遅れる可能性もあるので注意してください。		
津波警報・注意報の種類		
種 類		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津 波	1 m、2 m
津波注意報		0.5m

〈出典〉気象庁HP

（1）情報の収集と発信

- ① ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防、自主防災組織等、施設内外からの情報を収集し、的確な指示を行う
- ② 児童等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える

（2）指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

（3）職員の招集

総括責任者はあらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

(4) 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

(5) 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、以下の火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急点検

(6) 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

なお、避難場所等・避難経路の決定に当たっては、可能な限り、近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到達が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込むことも想定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

(7) 地域住民等への応援要請

職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

(8) 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 児童等の最低限必要な情報をリスト化し、まとめておいたもの（救護用児童一覧等・P12 参照）や引き渡しカード（P17 参照）を持ち出す準備をする
- ③ 職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応できない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

(9) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したとき、職員は速やかに児童等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

【避難の際の注意点】

- ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、結果を総括責任者に報告する
- イ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する
- ウ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（P12 参照）や引き渡しカード（P17 参照）は可能な限り持ち出す
- エ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（P12 参照）を利用し、混乱を防止する
- オ 避難場所等で体調を崩した児童等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

(10) 警報・注意報解除まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、保護者等への引き渡しについても警報・注意報が解除されるまで行わない。

(11) 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、保護者等や行政への周知に努める。

(12) 児童の保護者等への引き渡し

警報又は注意報が解除され、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（P17 参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

(13) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに児童等を建物の最上階等の安全なスペースに誘導する
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等についても高所に移動する

- ③ 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食糧等を最大限に利用し、施設職員が協力して児童等の安全確保にあたる
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- ⑤ 児童等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童等や職員の安全を確保する

2 津波発生時の対応

津波の規模や発生原因によっては、警報・注意報発表前に到達する可能性もあり、対応が遅れた場合は致命的な被害を及ぼす可能性があります。そのため、施設の立地条件等によっては、地震等が発生した段階で津波の可能性を想定し行動してください。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、P22「Ⅲ 地震への対応」も参考としてください。

(1) 避難の判断を早急に行う

東日本大震災では、地震発生後 40 分で最大 7.7m の津波が到達しており、児童福祉施設は自力での移動が困難な乳幼児が多くいることから、特に早めの避難判断が望まれる。

(2) 可能な限り高所へ避難する

避難場所等を選ぶ際は、あらかじめ定めておいた避難場所等の中から、可能な限り近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到着が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物へ逃げ込む。

(3) 警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。保護者等への引き渡しも警報・注意報が解除されるまで行わない。

津波から逃れるために
① 津波の危険地帯では、地震発生時、小さな揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先に考えることが必要です。
② 東日本大震災の発生直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生し、被害を拡大することになりました。避難時に使用できる、渋滞の少ないルートを日頃から検討しましょう。
③ すでに浸水が始まってしまった場合等は、思うように避難できないことも予想されます。このような場合は、遠くよりも高い場所等に避難することも必要です。

V 風水害、豪雪への対応

石川県は年間を通じて降水（降雪）量が多く、風水害や豪雪による災害が発生する危険も高いといえます。地域によっては大きな被害も起こりうるため、災害別の対応が求められます。

風水害、豪雪発生時の特徴

風害（台風等）

台風は6～9月頃にかけて、本州に上陸し被害をもたらします。また台風以外にも、竜巻等が発生するケースがあり、注意を要します。平均風速 20mを超える
と屋根瓦が飛ばされたり、建物が倒壊する恐れが生じます。

水害（洪水、集中豪雨等）

50 ミリ/時 超の雨が1時間以上続くと、土砂崩れや河川の氾濫等大きな被害が発生する可能性があります。天気予報等の情報からある程度予測は可能ですが、集中豪雨は突如発生することもあるため、河川近隣の施設は特に注意を要します。

雪害（豪雪、雪崩等）

雪の重さは、新雪の場合でも1立方メートル当たり 150kg 以上になるといわれています。雪が固まって根雪になると 500kg 以上にもなる場合があり、木造の建物の場合は倒壊の恐れが生じます。集中豪雨と同じく、豪雪も突如発生することが多いため、注意が必要です。

また雪崩等が発生した場合は付近に大きな被害をもたらす危険があります。

（1）一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。天候によってはある程度の予測が可能とはいえ、注意報・警報等が発表される前に大規模な災害となる可能性も高く、注意が必要です。

（2）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる場合が多い
- ③ 道路等が寸断され、避難が困難となる場合が多い

〈出典〉気象庁HP

1 警報等発表時の対応

風水害や豪雪については、事前に警報等が発表され、前もってある程度対処することも可能です。警報等発表時には情報収集を怠らず、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるように心がけましょう。

(1) 情報の収集と発信

- ① ラジオ・テレビ、市町、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う
- ② 児童等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、保護者等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える

(2) 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

(3) 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。

(4) 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

(5) 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急点検

(6) 施設等の安全確保

- ① 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する
- ② 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する
- ③ ガラス破損の時の布製ガムテープを準備する
- ④ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫等へ備える
- ⑤ 浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具の準備
- ⑥ 車両の安全な場所への移動

(7) 救護活動の準備

- ① 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する
- ② 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認する

(8) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材等を点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

(9) 生活用品等の保護

浸水等のおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等を高所に移動する。

(10) 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 児童等の最低限必要な情報をリスト化し、まとめておいたもの（救護用児童一覧等・P12 参照）や、引き渡しカード（P17 参照）を持ち出す準備をする
- ③ 職員数、児童等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

(11) 施設周辺の点検・見回り

施設周辺の点検・見守り等においては、危険な前ぶれ、前兆に注意する。ただし台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出することは差し控える。

水の状況は急変することもあるので、河川や用水路等の状況を確認しに行くことも非常に危険なので差し控える。

(12) 避難の判断

総括責任者は施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の可否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

また避難場所等・避難経路の決定や避難の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ① 周辺の土砂災害、河川の氾濫等の発生が考えられるため、市町・警察・消防等と連携し情報収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る

- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、児童等は避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる
- ③ 河川が氾濫した場合は、車での避難は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に避難を検討する
- ④ 市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する

(13) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに児童等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

なお、職員数、児童等の状態により避難誘導が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

【避難の際の注意点】

- ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その結果を総括責任者に報告する
- イ 避難誘導は、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動等、安全な誘導に心がける
- ウ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾等を着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する
- エ 断線した電線により感電しないように気をつける
- オ 避難時持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用児童一覧（P12参照）や引き渡しカード（P17参照）は可能な限り持ち出す
- カ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等（P12参照）を利用し混乱を防止する
- キ 避難場所等で体調を崩した児童等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

(14) 保護者等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。ただし被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、保護者等や行政への周知に努める。

(15) 児童の保護者等への引き渡し

警報又は注意報が解除される等、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、保護者等への引き渡しを行う。引き渡しカード等（P17 参照）を活用し、引取時の混雑から、人違いで他人へ児童を引き渡すことがないように、引き取りに現れた保護者等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようにする。

(16) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに児童等を建物の最上階等の安全なスペースに誘導する
- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料といった生活用品等についても高所に移動する
- ③ 災害発生時は、限られた職員、利用可能な設備や器具、備蓄している食糧等を最大限に利用し、施設職員が協力して児童等の安全確保にあたる
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- ⑤ 児童等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童や職員等の安全を確保する

(17) 安全点検

- ① 給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

(18) 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

P27 Ⅲ「(1) ⑤ 施設が使用不能となった場合」を参考に対応する。

2 緊急時の風水害・豪雪への対応

この項では、避難の前に台風の暴風圏内に入る、近くの河川が増水する、豪雪が発生する等、施設に危険が迫っている状況での対応について記載します。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、P22 III「地震への対応」やP37 V「1 警報等発表時の対応」を参考としてください。

(1) 施設周辺の確認

施設周辺の状況から、土砂崩れや雪崩等二次被害の危険がないか確認する。また浸水等で既に施設が被災した場合は、消防機関等に連絡するほか、県市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

ア 浸水等で漏電する恐れがあるので、危険な箇所を発見した場合は電力会社又は電気工事業者の判断を得る

イ 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する

(2) 避難又は施設での待機の判断

河川の氾濫や暴風、積雪によって避難が困難と予想される場合は、救助が来るまで施設内で待機することも検討する。なお、施設内で待機する場合、連絡が取ることができる間に消防機関等にその旨を連絡する。

(3) 風水害・豪雪発生時の避難誘導

風水害や豪雪発生時に避難する場合、突然の大雨や強風等に遭遇する可能性もあるため、避難の際は以下の点について特に注意する。

① 風害

ア 突然強風が発生する場合もあるので、風が弱いと感じても注意する

イ 風が強くなると感じたら、施設に引き返すことを検討する

② 水害

ア 長靴で避難すると、冠水した際に靴に水が入って動きが制限されるため、運動靴等動きやすい靴を着用することが好ましい

イ ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所は避ける

ウ 冠水すると足元が見えにくくなるため、先頭の人には傘や棒等長いもので足元を確認しながら避難する

エ 危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

③ 雪害

- ア 屋根雪が落ちてくる可能性があるので、建物付近を歩く際は注意する
- イ 足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等長いもので足元を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくする
- ウ 視界が悪くなりやすいため、障害物や車等に注意すること。危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

危険な前触れ・前兆の例

- ・集中豪雨は予報が困難 … 注意報や警報は急に出る。常時、情報に気を付ける
- ・土砂災害は一瞬にして起こる … 児童は逃げ遅れる危険が大きい。早めの避難が大切
- ・危険な前ぶれの察知

【土石流】

- ① 水が濁り、流木等が流れてくる
- ② 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている
- ③ 山鳴りがする（ミシミシと音をたてる）

【地すべり】

- ① 沢や井戸の水が濁る
- ② 斜面にひび割れや変形がある
- ③ がけや斜面から水が噴出している

【がけ崩れ】

- ① がけから音がする
- ② がけに割れ目が見える
- ③ がけから水が湧き出ている

（４）施設内での待機

児童等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で児童等や職員の安全を確保する。

- ① 緊急時の備蓄や生活用品が水没等しないように対処する
- ② 施設内に取り残されている状況を外部等に伝えるよう努める
- ③ 児童等の健康管理に可能な限り配慮する
- ④ 児童が施設外へ出たりすることがないように、できるだけ目が届く場所に集まる

（５）安全点検

- ① 給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

施設で待機する場合の諸注意事項

風水害・豪雪の発生時に施設内で待機する場合、施設内にいても必ずしも安全とは限りません。児童等の安全を守るため、以下の点についても注意してください。

①風害（台風等）の場合

- ア 飛来物でガラスが割れたりする可能性もあるので、ガラスの飛散を防ぐためカーテンを引き、極力窓から離れた場所で待機する
- イ ドアや窓はきちんと閉め切る
- ウ 風雨の音で児童等が不安を感じて混乱する場合もあるため、やさしく声がけする等して落ち着かせる

②水害の場合

- ア 水等に浸からないように、できるだけ高い階へ避難する
- イ 漏電による感電や、伝染病等の危険があるため、児童等が浸水してきた水等に浸からないように注意する

③雪害

- ア 積雪等で倒壊する場合、下の階から潰れる危険性が高いため、できるだけ高い階へ避難する
- イ 窓や戸、換気扇が雪で埋まり施設内の換気が悪くなることも考えられるので、ストーブ等の暖房を使う際は注意する
- ウ 木造の建物の場合、可能な範囲で屋根雪をおろす等して、倒壊の危険を減らす

Ⅵ 災害発生時におけるこころのケア

災害が発生し、強いストレスが加わると、心身に不調を生じることがあります。そのため、災害発生直後の早期のこころのケアが重要になります。また適切な支援を行うためには、専門機関や医療機関等と連携して対応することが必要です。

(1) 児童等へのこころのケア

災害発生時においては、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、災害発生直後の児童等の不安感を軽減するよう努めることが重要です。

また職員は児童等の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さ等の慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

- ① やさしい言葉がけを増やして安心させる
- ② 抱きしめる等、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える
- ③ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する
- ④ 一緒に寝る等して、不安感を少しでも取り除く

(2) 職員へのこころのケア

① 職員の過重労働を防止する

被災時は、職員にも大きな負荷を与えることになります。職員の健康管理を徹底し、外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、職員の過重労働を未然に防ぐよう努めましょう。

② 職員への心身のケア

職員の住居や家族等の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するようこころのケアを行いましょう。また職員の健康状態によっては児童等との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

参考資料「子どもの心のケアのために 一災害や事件・事故発生時を中心に一」

文部科学省では、過去の大規模災害を事例に、災害や事件・事故発生時における子どもの心のケア、子どもの心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方に加え、対処方法等について参考事例を通して理解が深められる資料を作成しています。

下記のURLから閲覧が可能ですので、参考資料としてください。

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

Ⅶ 避難所としての対応

児童福祉施設は、児童の安全を確保することが第一の役割ですが、災害が発生した場合、地域によっては避難所として重要な役割を果たすことも予想されます。

本来、避難所は市町が運営の責任をもつものですが、次のような施設については、防災計画を策定する場合、市町（防災担当）と連携を取り、施設が避難所になった場合の対応についても定めてください。

（１）避難所になった場合の対応について定めることが好ましい施設

- ① 市町の地域防災計画において、避難所として指定されている施設
- ② 災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが想定される施設

（２）施設を提供するに当たって、本来業務と並行する場合の留意事項

- ① 重要書類、物品の保管場所を一定か所に定め施錠して管理する
- ② 保護者等に対して、避難者が生活をしていることに関して十分説明し、理解を得る
- ③ 児童等に対して、避難者がいることをわかりやすく話し、注意を払う
- ④ 避難者に対して、乳幼児や児童がいることへの理解を得る
- ⑤ 職員の役割分担を明確にし、避難所の援助活動と本来業務を分担する

子どもの命を守るために～宮城県名取市 閑上保育所の事例～

宮城県名取市閑上にある市立閑上保育所は、海拔0m・海岸から400m程度離れた場所に立地しており、東日本大震災の津波を受けて建物は基礎部分以外全て流され、現在休止状態となっています。

しかしながら、施設が大きな被害を受けたにも関わらず、当時いた10名の職員と54名の児童は、地震発生後から24分で2km離れた中学校まで全員無事避難することができました。

それは、児童の生命を守るという目的を持って、日頃から実践的な避難訓練に取り組んできた結果であるといえます。

保育所が掲げた防災に対する理念

- ① いち早く逃げる（早い決断、判断が必要）
- ② 独自のルートを決める（早く逃げる、渋滞に巻き込まれない道を事前に決める）
- ③ 津波が来ても来なくても逃げる（無駄になっても命を預かる立場として逃げる）

閑上保育所の避難訓練での取り組み

- 過去の津波被害が少ない地域であったが、過去の津波の高さに過信せず、日頃の防災訓練を高い意識を持って臨んだ
- 通常の避難訓練に加え、職員と打ち合わせしない場合や、責任者不在の場合等の変則的な訓練も実施した
- 周辺に地理感のない保育士さんもいるので、万が一のときに迷わないよう、実際に全ての避難経路を自分で運転して確認させた（裏道等を使用していた）。
- 子どもたちには避難場所等までの道のりを、お出かけ等を利用して覚えさせた
- マニュアルを配ったりするだけでは職員全員が共通理解をしていない場合があるので、各自レポートを出させる等、職員全員の意識が同じになるように工夫した
- 避難計画は周辺の環境等で随時見直しを行い、常に最善の計画となるよう日頃から見直してきた。



基礎部分以外全て流された閑上保育所跡地

資 料 編

災害別の基礎知識
災害対策チェックシート

災害別の基礎知識

1 地震

(1) 地震波

- ① 地球は均質ではないため、いろいろな波形や波長の組み合わせの複雑な地震波が生じます。
- ② 地震の時、最初に到達する振幅が少ない小さな縦波は、P波と呼ばれています。
- ③ P波に続いて到着する振幅が大きな横波は、S波と呼ばれ、地震動の継続時間は約1分程度続きます。
- ④ P波、S波は地球の内部にまで振動状態を伝える波であるのに対して、L波と呼ばれる表面波は、水面の波のように表面地殻の部分だけが運動し、内部のほうは静止した状態のまま振動が伝わってくるものをいいます。

(2) 前震、本震、余震

- ① 地震によっては、比較的小さな地震の後に大きな地震があり、その相互の時間間隔が短く、震源地が近い場合に、前者を前震といい、後者を本震と呼んでいます。
- ② 本震の後も、引き続いて起こる数多くの地震を余震と呼んでいます。
- ③ 大きな地震ほど余震は多くみられ、その数も多くなります。余震は本震より規模は小さいですが、壊れかかった建物、崖等は、小さな余震で壊れることもあり、また本震直後にショックを受けた被災者に与える心理的影響も大きいです。
- ④ 観測上、地震で前震を伴うものの数は余震を伴うものの数に比較して極めて少ないですが、小さな地震が繰り返し起こった後に、大きな本震がくることがあることもあり、警戒が必要です。

(3) 震度とマグニチュードの違い

震度は、ある場所での地震による揺れの強さをあらわし、マグニチュードは地震そのものの大きさをあらわします。これは電球の明るさと周りの明るさに置きかえると、電球の明るさをあらわす値がマグニチュード、電球から離れたある場所の明るさが震度に相当します。つまりマグニチュードが大きくても（電球が明るくても）震源から遠いところでは震度は小さく（暗く）なります。



(4) 地震の震度と発生する状況の関係

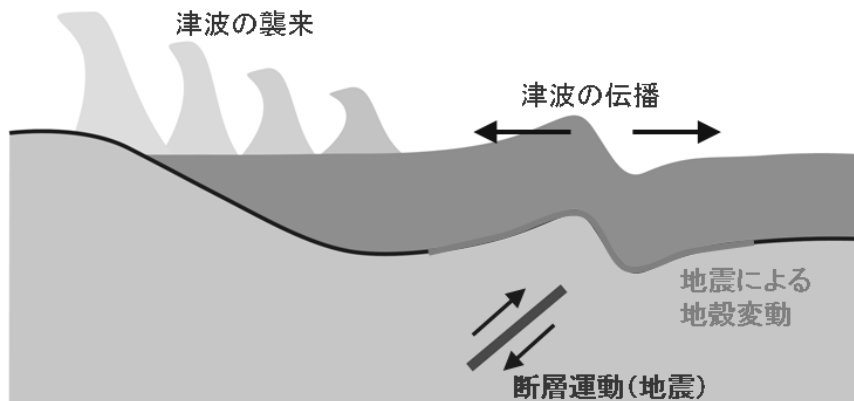
震度	屋内の状況	屋外・建物の状況
0	人は揺れを感じない	
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる	
4	○ほとんどの人が驚く ○電灯等のつり下げ物は大きく揺れる ○座りの悪い置物が、倒れることがある	
5弱	○大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる ○棚にある食器類や本が落ちることがある ○固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある	
5強	○物につかまらなないと歩くことが難しい ○棚にある食器類や本で落ちるものが増える ○固定していない家具が倒れることがある	○補強されていないブロック類が崩れることがある
6弱	○立っていることが困難になる ○固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある ○ドアが開かなくなることがある	○壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある ○耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
6強	○はわなないと動くことができない。飛ばされることもある ○固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える	○耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える ○大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある
7		○耐震性の低い木造建築物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える ○耐震性の高い木造建物もまれに傾くことがある ○耐震性の低い鉄筋コンクリート造では、倒れるものが増える

※ 地震の発生の原因や立地によっては、より大きな被害が発生することもあります。

2 津波

(1) 津波が起こる仕組み

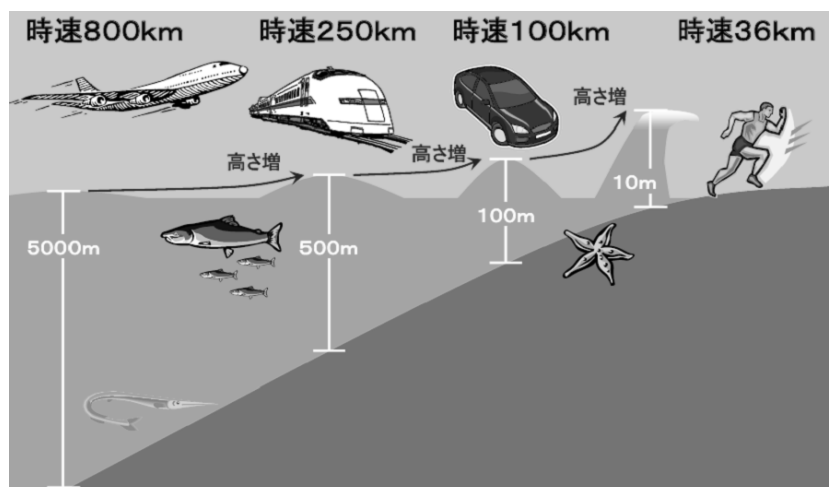
地震が起きると、震源付近では地面が持ち上がったり、下がったりします。その結果、周辺の広い範囲にある海水全体が短時間に急激に持ち上がったり下がったりし、それにより発生した海面のもり上がり又は沈みこみによる波が周りに広がっていきます。これが津波です。



(2) 津波のはやさ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手並みの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人々が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、又は、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



(3) 津波警報・注意報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、津波警報・注意報、津波情報が発表されます。

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。

【発表される津波の高さ】

種類		発表される津波の高さ
津波 警報	大津波	3 m、4 m、6 m、8 m、10m以上
	津 波	1 m、2 m
津波注意報		0. 5 m

(4) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等が発表されます。

【津波情報の種類】

種類	内容
津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さの発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

3 風害

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して中心付近の最大風速がおよそ 17m/s（風力 8）以上になったものを「台風」と呼びます。

台風によって引き起こされる災害には、風害、水害、高潮害、波浪害等があります。これらが単独で発生することではなく、複合して発生し大きな被害となります。

風の強さと吹き方（気象庁資料より抜粋）

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木 の様子	乗車中	建造物の被害
10以上 15未満	やや強い風	風に向って歩 きにくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺 れる。電線が 鳴る	高速道路で乗 用車が横風に 流される感覚を 受ける	取り付けの不完全な看板や トタン板が飛び始める
15以上 20未満	強い風	風に向って歩 けない。転倒す る人もでる。	小枝が折れる	通常で速度で 運転するのが 困難となる	ビニールハウスが壊れ始め る
20以上 25未満	非常に強い風	しっかりと身体 を確保しないと 転倒する。		車の運転を続 けるのは危険 な状態となる	鋼製シャッターが壊れ始め る。風で飛ばされた物で窓ガ ラスが割れる
25以上 30未満		立っていられな い。屋外での 行動は危険。			ブロック塀が壊れ、取り付け の不完全な屋外外装材がは がれ、飛び始める
30以上	猛烈な風		屋根が飛ばされたり、木造 住宅の全壊が始まる		

（注 1）表に示した風速は、10 分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍から 3 倍以上になることがあります。

（注 2）「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。

（注 3）この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- 1 風速は地形や周りの建物等に大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

4 水害

大雨災害には、洪水害、浸水害、たん水害、山崩れ害、がけ崩れ害、土石流害、地滑り害、強雨害があります。

(1) 指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省河川局、あるいは気象庁と都道府県が共同で、指定した河川に対して洪水のおそれの状態を予想して行う予報であり、洪水警報、洪水注意報、洪水情報があります。

(2) 土砂災害

毎年、豪雨、地震、火山活動等に伴い土砂災害が多発しています。土砂災害は、土石流地すべり、がけ崩れによる土砂災害、土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水氾濫災害等、いたるところで多様な形態で発生します。

① 土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨等によって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑等を壊滅させてしまいます。

② 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きく、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すとこれを完全に停止させることは困難で、梅雨あるいは台風等の豪雨により、毎年各地で地すべりが発生しています。

③ がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震等の影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高いです。

雨の強さと吹き方（気象庁発表資料より抜粋）

1時間雨量 (mm)	予報用語	受ける 印象	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと 降る	地面一面に水 たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り		ワイパーを速くして も見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模 の崖崩れが始まる
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツを ひっくり返し たように降 る	道路が川のよ うになる	高速走行時、車輪 と路面の間に水膜 が生じブレーキが 効かなくなる（ハイ ドロプレーニング現 象）	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯 では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50以上～ 80未満	非常に激し い雨	滝のように 降る（ゴー ゴーと降り 続く）	水しぶきであた り一面が白っ ぽくなり、視界 が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流 れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧迫 感がある。 恐怖を感ず る			雨による大規模な災害の発生するおそれ が強く、厳重な警戒が必要

（注1）「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけられます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

（注2）猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

（注3）表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

2 この表は主に近年発生した被害の事例から作成されたものです。今後新しい事例が得られたり、表現等実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

5 自然災害の警報と注意報の種類

(1) 警報・注意報について

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。また注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さ等)が基準に達すると予想した区域に対して発表します。ただし、大地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがあります。また災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

(2) 石川県の警報・注意報の発表基準（抜粋・簡略版）

種 類	警 報	注 意 報
大雨※	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	大雨によって災害が予想される場合に行う。
洪水※	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、重大な災害が起こると予想される場合に行う。	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、災害が起こると予想される場合に行う。
大雪※	大雪によって重大な災害が予想される場合に行う。	大雪によって災害が予想される場合に行う。
暴風 (強風)	平均風速がおおむね毎秒 20 メートルを超え、重大な災害が起こると予想される場合に行う。	平均風速がおおむね毎秒 12 メートルを超え、主として強風による被害が予想される場合に行う。
暴風雪 (風雪)	平均風速がおおむね毎秒 20 メートルを超え、雪を伴い、重大な災害が起こると予想される場合に行う。	平均風速がおおむね毎秒 12 メートルを超え、雪を伴い、被害が予想される場合に行う。
波浪	風浪、うねり等によって、波の高さがおおむね 5 メートルに達し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	風浪、うねり等によって、波の高さがおおむね 3 メートルに達し、災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
高潮※	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	台風等による海面の異常上昇により災害の起こるおそれがあると予想される場合に行う。
雷	—	落雷により被害が予想される場合に行う。
雪崩	—	雪崩が発生して被害があると予想される場合に行う。

※ 大雨、洪水、大雪、高潮の警報（注意報）の発表基準の数値は各市町によって異なります。

6 雪害

(1) 雪の密度

雪の重さは、乾いた雪で 50 kg/m^3 、湿った雪で 100 kg/m^3 になります。雪は氷と空気の混合物で、空気の含有率が高いほど密度が小さくなりますが、積もって空気が抜けると場合によっては 500 kg/m^3 に達します。

ここまでのものになると、雪かきの際にひとすくい (30cm 立方) でおよそ 13 kg となる計算となり、雪かきの際には大変な重労働になります。

(2) 屋根雪の重さ

屋根雪の重さは平均 300 kg/m^2 といわれています。仮に建坪 20 坪 (66 m^2) の家で約 50cm の雪が積もった場合、10,000kg 近い重さとなり、重量 1,000kg 程度の軽自動車 10 台乗る場合と同じ重さが屋根にかかることになります。

これだけの屋根雪が落ちると、扉が埋まって閉じ込められたり、人に当たれば怪我はもちろんですが、生き埋めになることも考えられますので、注意を要します。

(3) 雪崩の発生

山腹に積もった雪が重力の作用によって斜面を崩れ落ちることを、雪崩と呼びます。雪崩には厳冬期に多く起こる表層雪崩と、春先に多く起こる全層雪崩があります。特に表層雪崩は速度が速く、破壊力が強大で被害範囲も広くなる傾向にあります。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生			
①	171をダイヤル	171					
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。					
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)		
		1	3	2	4		
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。					
		0XX XXXX XXXX					
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1							
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。					
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合		
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#		
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。		
		伝言の録音		伝言の再生			
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9# [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。		
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)			
				[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。					

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

災害対策チェックシート

1 平常時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

平常時のチェックシート（その１）

対 策 方 法		章	節	頁
施設・設備品	〔立地条件の確認と災害予測〕 □地盤、地形等の立地条件の確認と起こりうる災害予測はできていますか	Ⅱ	1	4
	〔ライフラインの確保〕 □電話が通じない場合の緊急連絡手段（災害時有線電話等）が確保されていますか	Ⅱ	2	5
	□災害時の飲料水等を確保していますか、また、確保する方法がありますか	Ⅱ	2	5
	□水洗便所の使用が出来なくなった場合の衛生対策が検討されていますか	Ⅱ	2	5
	□灯油等の燃料を確保していますか、また確保する方法はありますか	Ⅱ	2	5
	□自家発電装置等の緊急時の電力は確保できていますか	Ⅱ	2	5
	□夜間に被災し、かつ、停電となった場合の照明は確保されていますか	Ⅱ	2	5
	〔地震対策〕 □耐震診断は受診していますか	Ⅱ	2	5
	□耐震性能が無い場合、建物等耐震補強工事を実施していますか	Ⅱ	2	5
	□大型の遊具等の耐震性を確保していますか	Ⅱ	2	5
	□門柱ブロック塀等の耐震性を確保していますか	Ⅱ	2	5
	□屋根から瓦等が落下しやすくなっていませんか	Ⅱ	2	5
	□消火器の設置場所と有効期限は確認していますか	Ⅱ	2	5
	□自動火災報知設備等の消防用設備の点検・更新をしていますか	Ⅱ	2	5
	□配管類の切断、抜け落ち防止対策が講じられていますか	Ⅱ	2	5
	〔津波・風水害・豪雪対策〕 □重要設備のかさ上げ工事や防水対策が講じられていますか	Ⅱ	2	6
	□排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検していますか	Ⅱ	2	6
	□屋根瓦、雨戸を点検・補修していますか	Ⅱ	2	6
	□鉢植え、物干し等飛散するものが出ていませんか	Ⅱ	2	6
	□大きな枝が折れないように木の剪定をしていますか	Ⅱ	2	6
	〔備品等の対策〕 □火気を使用する調理器具等はしっかりと固定されていますか	Ⅱ	2	6
	□大きな家具や電化製品は金具等で固定されていますか	Ⅱ	2	6
	□天井からつり下げられている照明器具は鎖等で補強されていますか	Ⅱ	2	6
	□棚や戸棚に置いてあるものは落下しないよう工夫されていますか	Ⅱ	2	6
	□飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防を講じていますか	Ⅱ	2	6
	□避難経路に避難の妨げとなるものを置いていませんか	Ⅱ	2	6
	〔危険物の管理と保管〕 □ガスの供給元栓の場所を確認しましたか	Ⅱ	2	7
	□ガスの自動遮断装置は作動しますか	Ⅱ	2	7
	□薬品、可燃性危険物は火気がなく落下の危険のない場所に保管していますか	Ⅱ	2	7
	□プロパンガスボンベは、転倒しないように固定していますか	Ⅱ	2	7
	□地下や屋外に設置している水・油タンク等は点検していますか	Ⅱ	2	7
	〔食糧等の備蓄〕 □児童等と職員を含め3日分以上の食料が備蓄されていますか	Ⅱ	2	7
	□備蓄している食糧は定期的に検査していますか	Ⅱ	2	7
	□備蓄物資は、適切に保管されていますか	Ⅱ	2	7

平常時のチェックシート（その２）

対 策 方 法		章	節	頁
災害 対 策 体 制	〔職員や施設内外との連絡体制の整備〕 □職員間で連絡が取れるよう、緊急連絡網を作成していますか	Ⅱ	3	8
	□施設外の関係者の緊急連絡先一覧を作成していますか	Ⅱ	3	8
	□電話等通常の連絡手段が使えない場合の緊急時の連絡方法を検討してありますか	Ⅱ	3	9
	〔災害発生時の組織体制の整備〕 □災害発生時の総括責任者及びその代行者を定めていますか	Ⅱ	3	10
	□各職員の役割分担は定められていますか	Ⅱ	3	10
	□各職員が自身の役割を認識していますか	Ⅱ	3	10
	□職員が少数時に対応できるような体制や、参集の基準を整備していますか	Ⅱ	3	10
	〔救護用児童一覧〕 □救護が必要な児童等をまとめた一覧を作成していますか	Ⅱ	3	12
	□作成した一覧は、同時に被災しないと考えられる数カ所に保管していますか	Ⅱ	3	12
	□データを常に更新し、バックアップを行っていますか	Ⅱ	3	12
	〔登退所時に災害が発生した際の参集基準〕 □登退所時に災害が発生した際の施設への参集に関する基準をあらかじめ決めて いますか	Ⅱ	4	14
	〔避難場所・避難経路等の設定〕 □災害の種類や規模に応じた避難場所・避難所を設定していますか	Ⅱ	4	14
	□避難経路は複数設定していますか	Ⅱ	4	14
	□避難経路は定期的にチェックしていますか	Ⅱ	4	14
	□避難場所・避難所や避難経路をまとめたマップを作成していますか	Ⅱ	4	14
	〔避難手段の確保〕 □避難に必要な車両は確保されていますか	Ⅱ	4	16
	□児童等の特性に応じた避難手段を確保していますか	Ⅱ	4	16
	〔持ち出し品の準備〕 □避難時に使用する物を準備しましたか	Ⅱ	4	16
	□持ち出し品はすぐ取り出せる場所に置いてありますか	Ⅱ	4	16
	□持ち出し品の中身は定期的に点検していますか	Ⅱ	4	16
	〔保護者等への引き渡し〕 □保護者等と避難場所・避難所及び引き渡し場所について情報共有していますか	Ⅱ	5	17
	□保護者等と引き渡しの方法について情報共有していますか	Ⅱ	5	17
	□施設が利用不可な場合の保護者等への情報提供体制を整備していますか	Ⅱ	5	18
	□保護者等への情報提供方法について、保護者らに周知していますか	Ⅱ	5	18
	〔防災訓練の実施〕 □様々な災害、事態を想定した訓練を実施していますか	Ⅱ	6	19
	□各職員が訓練や研修によって、防災知識の向上等に取り組んでいますか	Ⅱ	6	19
	□児童等が自分自身で身を守る手段を学ぶ訓練を実施していますか	Ⅱ	6	20
	□保護者等にも高い防災意識をもってもらうよう働きかけていますか	Ⅱ	6	20
	□防災訓練の結果を検証し・見直し・改善を絶えず行っていますか	Ⅱ	6	20
	〔地域の関係機関や住民等との協力体制の構築〕 □地域で実施する防災訓練等に積極的に参加していますか	Ⅱ	7	21
	□災害時に協力要請ができるように、近隣のボランティアや自主防災組織へ、 日頃から相談していますか	Ⅱ	7	21
	□地域で独自に作成している避難計画・消防計画等の対象に、自施設も加えても らっていますか	Ⅱ	7	21
	□地域の行事へ積極的に参加し、防災に関する情報交換等を行っていますか	Ⅱ	7	21

2 地震への対応のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

地震への対応のチェックシート（日中活動時）

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 の 活 動 時 の 対 応	〔安否確認と指揮体制の確認〕 □総括責任者を定めましたか	Ⅲ		23
	□児童等の安否確認を行い総括責任者に報告しましたか	Ⅲ		23
	〔職員の招集〕 □職員の招集をかけましたか	Ⅲ		23
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	Ⅲ		23
	〔火元の点検と消火活動〕 □火元の点検とガス元栓の閉鎖をしましたか	Ⅲ		24
	□火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示をしましたか	Ⅲ		24
	〔施設内・避難経路の安全確保〕 □戸が再び閉まらないように近くのものを挟み込みましたか	Ⅲ		24
	□ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、安全な避難経路を確保しましたか	Ⅲ		24
	□倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置をしましたか	Ⅲ		24
	□建物の崩落等の危険を発見したら、周囲に知らせましたか	Ⅲ		24
	□危険箇所にはロープを張って立ち入り禁止としましたか	Ⅲ		24
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認しましたか	Ⅲ		24
	□負傷者の応急手当を実施しましたか	Ⅲ		24
	□医療機器を利用している児童等のために電源確保しましたか	Ⅲ		24
	□負傷者を付近の病院等へ移送しましたか	Ⅲ		24
	〔情報の収集と発信〕 □施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集をしましたか	Ⅲ		25
	□児童等に定期的に情報提供していますか	Ⅲ		25
	□保護者等への連絡は、施設が一括して連絡を行っていますか	Ⅲ		25
	〔施設周辺の確認〕 □漏電、ボイラーの破損等二次災害発生の原因になるものをすぐに点検し、電力会社や電気工事業者の判断を得ましたか	Ⅲ		25
	□給水、供电等のライフラインや給食設備に支障がないか点検しましたか	Ⅲ		25
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水・油漏れ等を点検し、必要な清掃を行いましたか	Ⅲ		25

地震への対応のチェックシート（日中活動時）

	対 策 方 法	章	節	頁
日 中 活 動 時 の 対 応	〔避難の判断〕 □市町災害対策本部等の情報をもとに、施設長において児童等の避難の要否判断をしましたか	Ⅲ		25
	〔避難誘導〕 □避難の実施が困難な場合、地域住民や企業、学校等に応援要請をしましたか	Ⅲ		26
	□児童等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示をしましたか	Ⅲ		26
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	Ⅲ		26
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、ブラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用児童等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	Ⅲ		26
	□避難で施設を離れる際、ブレーカーは落としたか	Ⅲ		26
	□避難誘導後に点呼をとりましたか	Ⅲ		26
	〔保護者等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	Ⅲ		26
	□避難後、定期的に保護者等に現状を報告していますか	Ⅲ		26
	〔保護者等への引き渡し〕 □避難後に安全が確保された後、あらかじめ定められた場所と方法で児童等の引き渡しを行いましたか	Ⅲ		26
	〔施設が使用不能となった場合〕 □児童等の保護者等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	Ⅲ		26

地震への対応のチェックシート（施設外活動時）

	対 策 方 法	章	節	頁
施 設 外 活 動 時 の 対 応	〔安否確認と指揮体制の確認〕 □その場にいる職員の中から責任者を定めましたか	Ⅲ		29
	□児童等の安否及び負傷の確認を行いましたか	Ⅲ		29
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	Ⅲ		29
	〔施設への連絡〕 □責任者は、総括責任者に児童等の安否等を総括責任者に報告し、指示を仰ぎましたか。ただし、連絡がつかない場合は、連絡を中断し、各自の判断としてください	Ⅲ		29
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認しましたか	Ⅲ		29
	□負傷者の応急手当を実施しましたか	Ⅲ		29
	□場合によって負傷者を付近の病院等へ移送しましたか	Ⅲ		29
	〔避難の判断〕 □施設へ連絡が取れない場合は、責任者は周辺の状況等を判断し、あらかじめ定められた避難先へ避難を指示しましたか	Ⅲ		29
	□避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認をしましたか	Ⅲ		29
	〔避難後の連絡〕 □避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとりましたか	Ⅲ		29

地震への対応のチェックシート（夜間）

対 策 方 法		章	節	頁
夜間における対応	〔安否の確認〕 □児童の安否を確認しましたか	Ⅲ		30
	〔総括責任者への連絡〕 □児童の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求めましたか	Ⅲ		30
	〔火元の点検と消火活動〕 □ガスの元栓を閉め、漏電やガス漏れの有無を確認しましたか	Ⅲ		30
	□出火を見つけたら、火災報知器を押し、直ちに可能な範囲で消火活動を行いましたか	Ⅲ		30
	〔負傷者の救護〕 □安全なスペースへ児童を移動後、応急手当を施しましたか	Ⅲ		30
	〔近隣への応援要請〕 □総括責任者の判断のもと近隣住民、町内会等に協力要請を求めましたか	Ⅲ		30

3 津波への対応のチェックシート

大規模な地震が発生した際、数分程度で、津波が到達することある。このため、日頃から、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

津波への対応のチェックシート（警報等発表時）

対 策 方 法		章	節	頁
注 意 報 ・ 警 報 等 発 令 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手しましたか	IV	1	32
	□児童等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	IV	1	32
	□保護者等へは施設から一括して連絡をしていますか	IV	1	32
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めましたか	IV	1	32
	〔職員の招集〕 □職員を招集しましたか	IV	1	32
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	IV	1	33
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行いましたか	IV	1	33
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行いましたか	IV	1	33
	〔避難の判断〕 □市町災害対策本部等の情報をもとに、総括責任者において児童等の避難の要否を判断しましたか	IV	1	33
	□避難場所は、可能な限り近く、高い場所となっていますか	IV	1	33
	〔地域住民の応援要請〕 □職員数、児童数等の状況により、避難が困難な場合は、近隣住民、町内会、企業、学校等に応援要請を行いましたか	IV	1	33
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □児童等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認しましたか	IV	1	33
	□担架、乳母車、おんぶ紐、ヘルメット、ロープ、ブラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用児童等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	IV	1	34
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	IV	1	34
	□避難誘導後に点呼をとりましたか	IV	1	34
	〔警報・注意報の解除〕 □警報・注意報が解除されるまで、避難場所を離れていませんか	IV	1	34
	〔保護者等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	IV	1	34
	□避難後、定期的に保護者等に現状を報告していますか	IV	1	34
	〔保護者等への引き渡し〕 □警報又は注意報が解除され、安全が確保された後、あらかじめ定められた場所と方法で児童等の引き渡しを行いましたか	IV	1	34
	〔避難が不要な場合の対応〕 □児童等を最上階に誘導しましたか	IV	1	34
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させましたか	IV	1	34

※緊急時の対応については地震への対応を参考

4 風水害・豪雪への対応のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報等に注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発表された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

風水害・豪雪への対応のチェックシート（警報等発表時）

対 策 方 法		章	節	頁
注 意 報 ・ 警 報 等 発 令 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手しましたか	V	1	37
	□児童等に現在の災害状況を定期的に伝えましたか	V	1	37
	□保護者等へは施設から一括して連絡をしていますか	V	1	37
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めましたか	V	1	37
	〔職員の招集〕 □職員を招集しましたか	V	1	37
	〔役割分担〕 □役割分担を確認しましたか	V	1	37
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行いましたか	V	1	37
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行いましたか	V	1	37
	〔施設等の安全確保〕 □看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去しましたか	V	1	37
	□出入口や窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外面の窓ガラスを保護しましたか	V	1	37
	□ガラス破損の時の布製ガムテープを準備しましたか	V	1	37
	□台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫等への備えしましたか	V	1	37
	□浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具を準備しましたか	V	1	37
	□車両の安全な場所へ移動していますか	V	1	37
	〔救護活動の準備〕 □必要な医薬品、衛生材料を準備しましたか	V	1	38
	□担架車椅子、搬送用ゴムボート等救護用運搬用具を準備しましたか	V	1	38
	〔緊急物資確保の準備〕 □備蓄している食糧や機材等を準備しましたか	V	1	38
	〔生活用品等の保護〕 □浸水等のおそれがある場合は、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動させましたか	V	1	38
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □児童等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認しましたか	V	1	39
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、ブラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用児童等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	V	1	39
	□建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	V	1	39
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	V	1	39
	□避難誘導後に点呼をとりましたか	V	1	39

風水害・豪雪への対応のチェックシート（警報等発表時）

対 策 方 法		章	節	頁
注 意 報 ・ 報 等 発 令 時 の 対 応	〔施設周辺の点検・見回り〕 □施設周辺に危険な兆候がないか確認しましたか	V	1	39
	〔避難の判断〕 □避難の際、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に気を配りましたか	V	1	39
	□児童等は、避難に十分な時間が必要であることを配慮しましたか	V	1	39
	□河川の氾濫前に、避難できるよう検討しましたか	V	1	39
	□市町災害対策本部等の情報をもとに、総括責任者において児童等の避難の要否を判断しましたか	V	1	39
	〔保護者等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼りましたか	V	1	39
	□避難後、定期的に保護者等に現状を報告していますか	V	1	39
	〔保護者等への引き渡し〕 □安全が確保された後、あらかじめ定められた場所と方法で児童等の引き渡しを行いましたか	V	1	40
	〔避難が不要な場合の対応〕 □児童等を最上階等安全なスペースに誘導しましたか	V	1	40
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させましたか	V	1	40

風水害・豪雪への対応のチェックシート（緊急時）

対 策 方 法		章	節	頁
緊 急 時 の 風 水 害 ・ 豪 雪 へ の 対 応	〔施設周辺の確認〕 □土砂崩れや雪崩等の二次災害の危険がないか確認しましたか	V	2	41
	□危険な箇所を発見した場合は、電力会社又は電気工事業者の判断を得ましたか	V	2	41
	□鉢植え等の飛ばされたりするものを室内に移動させましたか	V	2	41
	〔避難又は施設での待機の判断〕 □避難の要否を判断しましたか	V	2	41
	□施設内で待機する場合、消防署にその旨を連絡しましたか	V	2	41
	〔風水害・豪雪発生時の児童等の避難誘導〕 ＜水害＞ □運動靴等動きやすい靴をはかせていますか	V	2	41
	□ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所を避けているか	V	2	41
	□冠水した場合は、先頭の方は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難していますか	V	2	41
	＜雪害＞ □屋根雪が落ちる恐れがあるので、建物の近くを歩かないようにしていますか	V	2	42
	□先頭の方は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくしていますか	V	2	42
	□視界が悪くなるので、障害物や車に注意していますか	V	2	42
	〔施設内の待機〕 □緊急時の備蓄や生活用品が水没しないよう対処していますか	V	2	42
	□施設内に取り残されているのを外部に伝えましたか	V	2	42
	□児童等の健康管理に気をつけていますか	V	2	42
	□児童等が施設外へ出たりすることがないように、出来るだけ目に届く一箇所に集めていますか	V	2	42

関連法規

- (1) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について
(昭和55年1月16日 社施第5号)

※地震防災応急計画作成要領

※地震防災応急計画作成例

- (2) 社会福祉施設における防災対策の強化について
(昭和58年12月17日 社施第121号)

参 考 文 献

◇保育所における安全管理の手引き (石川県)

◇高齢者入所施設における安全管理の手引き (石川県)

◇保育所における地震等防災マニュアル (静岡県)

◇保育所・幼稚園等防災マニュアル作成の手引き (高知県)

◇新潟市保育園防災マニュアル (新潟市)

◇児童福祉施設における防災・災害対応に係るガイドライン (横須賀市)

◇子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―
(文部科学省)

児童福祉施設における防災計画作成指針策定委員会名簿

区 分	役 職	氏 名
学識経験者	金沢大学人間社会学域地域創造学類准教授	青木 賢人
福祉関係者	石川県児童館連絡協議会理事	小坂 泰子
	石川県児童養護協議会会長	側垣 二也
	石川県社会福祉協議会保育部会部会長	前田 武司
	石川県社会福祉協議会保育士会会長	横山 千賀子

(順不同・敬称略)